

李氏朝鮮における杜甫詩集の 刊行について

沈 慶 昊

京都大學

一 始めに

李氏朝鮮の漢詩は朝鮮文字のハングルの創制（一四四三）以後も依然として士大夫文學の中心的ジャンルとして近世に至るまで獨自の發展を遂げたが、概ね唐詩と宋詩が模範となり、杜甫の詩、特に杜律は、詩風の差異に關係なく詩作の最高模範となっていた。従つて、杜甫詩集は朝廷の計畫により、或は士大夫の自發的な要求により、中央の籍字所でも各地方の監督でも幾度も覆刻、新撰された。中でも、杜詩の注釋を集大成した「纂註分類杜詩」（李朝世宗二十六年、一四四四、初刊）、それをもとにして翻譯した「分類杜工部詩診解」（成宗十二年、一四八一、診解令。燕山君十年、一五〇

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

四、内賜）、士大夫の李植個人の手になる「纂註杜詩澤風堂批解」（仁祖八年、一六四〇、手稿、英祖十五年、一七三九、木版本）、詩風を正すため新撰された「杜律分韻」（正祖二十二年、一七九八、内賜）等は注目すべき刊行物である。⁽¹⁾

李朝は高麗以來發達しつゝあつた寺刊、私刊の技術と傳統を受け繼いで獨特の活字印刷文化を發展させた時期である。社會的政治的には早くから、郡縣の再編成や戸牌法の實施を通じて地方勢力を抑えながら受取制度を整備し、君王の中央統治體制を確立した。イデオロギーの面では、既に高麗末新興士大夫らが受け入れていた朱子學を國是と爲し、士大夫に家廟の設置を強要する上、郷校には進士出身者を派遣した。壬辰戰爭（一五九二）と丙子戰爭（一六三六）以降地方經濟が發達するに連れて社會階級の分化が起ころが、君王中心の支配體制は李朝五百年を通じて根本的な變革がなかつたといえる。李朝の印刷文化、特に活字印刷文化はこういつた君王中心の支配體制と不可分の關係にある。明宗六年（一五五二）六月に書肆を別置し書籍を民間でも流通せしめようとする議論があつたが實行されず、市中の専

門の本屋が「賣るため」本を刊行したという記録は、宣祖九年（一五七六）に漢城（ソウル）の水標橋近くの本屋が「攷撮事要」を刊刻したことが始めてであつたらしいほど、⁽²⁾李朝の坊刻本の出現は中國と比べると大分遅れる。書物の刊行は君王を中心とする朝廷の一定的な企畫によることが概ねであつて、李朝朝廷は檢定された書物としての活字本を文臣らに頒布して文化の形態を規格化し、地方監督での覆刻事業を監督することによって地方文化を中央文化に統一せしむることを基本路線としたのである。⁽³⁾

李朝三代王の太宗が明の封冊を受け事大關係を樹立して以降四代目の世宗年間（在位：一四一九—一五〇）には君王の指示により朱子學的理念の土着化と洗練化が急進的に圖られ、經筵での講經、集賢殿での書物の校勘と注釋、鑄字所での活字印刷、地方監督での覆刻等の事業が、一般民衆を體制内に同和せしむる目的と同時に、經學文學を指導監督し士大夫の意識を改造する目的で、活潑に行われた。その一連の政策として、經學の面では大全本經書が公認テキストとなり覆刻、普及される一方、文學の面では李杜韓柳の詩文

集の校勘、纂注、印刊が命じられるのである。⁽⁴⁾ 君王の經學文學指導策が以後の君王らにより受け繼がれる中で、杜甫詩は詩作の最高の模範としての地位を確保していく。

しかし、己卯土禍（中宗十四年、一五二九）と乙巳土禍（明宗即位年、一五四五）の黨争を経ながら士大夫階級は再編され、洗練された朱子學の理念で徹底した新進士大夫は主體性の基に王權と對立する。この十六世紀前半には又、私貿易が多くなるに連れて明の新刊書物の輸入も急増し、市中の専門的本屋の成長には目立つ動きが見えないものの、鑄字所の活字印刷や地方監督の覆刻が君王と朝廷の統制の枠を離れて比較的自由に行われるようになる。⁽⁵⁾ このような變化の中で、士大夫は君王と朝廷の文學指導策に對立し自らの独自の美學を追求する動きを顯著にみせるのであるが、三唐派詩人による唐詩風の提唱、尹根壽（一五三七—一六一六）による明の古文辭文學の紹介、崔岷（一五三九—一六二二）の古文の鍊磨などはその動きを代表する例である。⁽⁶⁾ 新しい美學の追求は常に古典的なものへの新しい視線、より深い認

識を伴うことであつて、詩文學では杜甫が新たに注目を受ける。即ち、杜甫詩は、李朝朝廷により士大夫らの詩作の模範として強要されると同時に、士大夫自らにより古典的模範として積極的に受け入れられるのである。

朝鮮漢文學は近世に至るまで朝鮮民族の生活様式を反映する朝鮮の文學として一定の役割を果たしてきたが、それが眞の朝鮮文學であるかそれとも朝鮮の中の中國文學の變種であるかが繰り返し問われるごとく、ごく限られた例を除いては、その文學形式が常に中國文學からの借用であつたことは否定出来ない。しかし、時には中國文學では復古反動的ともいえる流派、スタイルが「新しい」ものとして受け入れられる等、朝鮮漢文學は必ずしも中國文學との同時性を持たない。ここに、朝鮮漢文學を一つの獨立した歴史的發展の單位として捕らえる必要が生じるのである。李朝においての杜甫詩集の刊行の経緯には、朝鮮漢文學一般が抱えた問題、即ち、中國文學との同時性の追求と個別性の獲得、功用的合目的性の要求と漢文學固有の美學の指向の間のジレンマが含まれており、それは又、李朝中世社會

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

の構造に起因する君王及び朝廷による士大夫文學の指導路線と自らの主體性の上で自らの美學を樹立しようとする士大夫の創造活動とのテーゼ、アンチテーゼの關係と絡んでいたと言える。

本稿は李朝においての杜甫詩集の刊行の経緯を考察することによって李朝漢文學の發展に含まれている問題点を把握する據點を提示してみたい。

二 黃海道海州覆刻の鄭籟編次「杜詩范德機

批選」と黎庶昌舊藏高麗本「草堂詩箋」

李朝太宗、世宗年間に士大夫の經學文學の指導路線が確立される前である高麗末李朝初の士大夫の漢詩にも杜詩を學んでいたことが色々見え、その以前に既に、宋寶元二年の王洙の「杜工部集」が覆刻されていたのではないかと推測される。しかしながら、李朝の讀杜詩史の始めに置かれるべきことは、二代王の定宗二年(一四〇〇)八月の經筵丙申(乙巳の間)で同知經筵事の李詹が、鄭籟編次の「杜詩范德機批選」の並講を請うた事實である。

同知事李詹進曰、頃上欲覽古詩、爲人君者、亦不可不習也。……鄭獮抄杜詩三百首、盖倣詩之三百篇也。乞於經筵並觀之。

李詹の要請は君王側からの要求(同年同月丙申のこと)に應じた形で發せられたことであるが、杜詩の進講が行われたという記事は李朝王朝實錄には見えない。次代の太宗も經筵での杜詩進講を要求したが權近の反對で果たせなかつたことを考慮すると、「大學衍義」を基本テキストとしながら心學を帝王の聖學として確立しようとした李朝初の士大夫は杜詩をも含めてすべての詩學の進講を拒否したと思われる。⁽⁹⁾ 右に引用した李詹の言葉から、李朝初に流布した杜詩集が元の范曄批選、鄭獮編次の「杜詩范德機批選」であつたことがわかるが、この元刊本の覆刻本が當時既に存在したのではないかと思われる。同書の覆刻本として現存するものは、中宗二十三年(一五二八)の黃海道海州刊本であるが、その後ろには同刊本の蔡世英の跋文以外に燕山君七年(一五〇二)補刻本の安彭壽の跋文も載せられており、その中でもとの初刻本が相當早い時期に刊行されたことをうかがわ

せる言及が見える。⁽¹⁰⁾ 初刻本の刊行時期は定められないが、この時期には未だ地方の刊行事業が君王と朝廷の統制の下に行われず、高麗以來の寺刊、私刊の傳統を引いて比較的自由に行われたので、同書が黃海道海州の監營の財源で覆刻されていたとみることは無理では無いであらう。

しかし、恐らく現存の朝鮮覆刻本の杜詩集の中で最も早い時期のものは、黎庶昌が古逸叢書に南宋麻沙本「杜工部草堂詩箋」四十巻と一緒に收めた、高麗本「集千家註杜工部詩史補遺外集」十一巻であるだろう。

予所收草堂詩箋有南宋高麗兩本、宋本闕補遺外集十一巻。今據以覆木者、前四十巻南宋本、後十一巻高麗本。兩本俱多模糊、而高麗本刻尤粗率。然頗有校正宋本處、即如陳景雲所指何假將軍佩、佩者宋本元作蓋、是其一也。今從高麗本正之。⁽¹¹⁾

古逸叢書所收の「草堂詩箋」四十巻が果たして南宋本であるか否かに對しては、傅增湘の「藏園群書題跋」の論述を受け、洪業の「杜詩引得序」に子細な檢證がある。⁽¹²⁾ 即ち、本來宋本は五十巻十一行本であつたが、その闕葉を補刻し

ながら異なる集註本からあちこち取って新編した方功惠舊藏本のような刊本があり、ここから更に五十巻を四十巻に縮小してからもとの刊本全部を求め十巻を新たに補刻しながら黃希、鶴父子の名を勝手に借りた古逸叢書本のよ
うな刊本が出現したという。又、洪業は古逸叢書本には「脊」と「慎」の字を忌諱していない例があるので同刊本は南宋以後のものであると論證している。しかし、洪業は黎庶昌舊藏の高麗本については論及していない。「高麗本」という名稱は朝鮮刊本という意味にも高麗時代の刊本という意味にも取れるので混同を招きやすいが、既に李仁榮氏は朝鮮刊本に關する最初の近代的實證的調査目録である「清芬室書目」で、古逸叢書本の後ろに附されている「高麗本繡刻人姓名」に見える繡刻主宰者の登科時期を「國朝榜目」で調べ、同刊本が李朝世宗年間のものであると推定し、又、實際刊刻を監督した人の官名が密陽儒學教授官であることからその刊刻の場所が慶尙道密陽であると指摘した。⁶⁴

「高麗本繡刻人姓名」に見える主要刊刻主宰者は、都觀

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

察黈陟使資憲大夫中軍都惣制府惣制の曹致、經歷所都事彰信校尉中軍司直の安質、府使朝奉大夫兼勸農兵馬團練副使の柳之禮等の三人であるが、彼らの行蹟を李朝實錄で辿ってみれば同書の刊刻時期がもっと詳しく推定されうる。曹致は世宗十二年閏十二月己亥に慶尙道監司（東班外官職）と中軍惣制（西班牙官職）に任じられるが、繡刻人姓名の都觀察黈陟使とは慶尙道監司を指すのである。曹致はしかし、その翌年の六月癸巳と八月己丑の記事に見えるように、部下の慶州判官の金自怡を姦淫罪で吏曹に告發、差使をして檢問せしめる中に人命を奪う過失を犯し、翌々年の世宗十四年正月乙丑には築城の進展が遅いという理由で監司の職から罷免される。安質の場合は、世宗十四年六月癸未條の實錄に、地方勢力家の權孟慶が「壓良爲賤」の罪で處罰される時に曹致と共に連累の罪を問われ外方に回されたと記されている。この時曹致が前捺制、安質が前司直となっていることが注目される。一方、柳之禮は世宗十三年十一月己巳に密陽府使として刑律の不當適用罪で問責されたことがあり、上記の曹致が起こした金自怡事件で差使として人

命を奪った張本人が他ならぬ彼であつて、世宗十四年四月甲辰條の實錄には司憲府掌令の李思任がその過失を擧げ彼の紋任に反對する啓がみえる。

以上から、曹致、安質、柳之禮がそれぞれ、惣制兼監司（都觀察黜陟使）、司直、密陽府使の位を共通にする時期は、曹致が惣制兼監司に任じられた世宗十二年閏十二月己亥以後、曹致が監司から罷免された世宗十四年正月乙丑以前になる。従つて、黎庶昌舊藏の高麗本「草堂詩箋」は世宗十二年（一四三〇）閏十二月己亥から世宗十四年（一四三二）正月乙丑の間に刊刻されたことが分かる。又、柳之禮の官名が密陽府使であることから、同書が密陽監營の財源で刊刻されたものであることが明らかになる。同書は金斗鍾氏がいう、集注草堂杜工部詩、世宗十三年刊、知大丘郡事尹泉尹祥敬跋、密陽開刊。

と同一のものであるに違ひないと思われる。

ここで注意して置きたいことは、曹致、安質が係わつた「壓良爲賤」の事件は、李朝初、地方勢力家が勢力を擴張してゆく過程でしばしば現れるものであつて、こうした地

方勢力の成長を抑制するため朝廷がその摘發に力を入れた點であり、一方曹致と柳之禮が關連した金自怡事件では地方官の權力濫用が問題視されたが、これもやはり中央統制の路線に背くことであつた點である。換言すれば、「草堂詩箋」の刊刻の時期の曹致、安質、柳之禮は君王中心の中央統制體制を確立しようとする李朝初の社會政治的變化の基本方向から反動的人物としてみなされていたのである。

ここに、「草堂詩箋」は君王側の士大夫文學の指導策が未だ十分働いていない時期に士大夫が地方監營の財源を利用して私的に刊行した書物としての出版文化的性格が浮かび出る。又、「高麗本繭刻人姓名」で見られるごとく、實際の刻者はすべて僧侶である上、彼らが士大夫と共に名を連ねている點で、同書は高麗以來の寺刊の傳統を受け繼いだ名殘を特徴的に物語る。

古逸叢書本「集千家註杜工部詩史補遺」の版式は左右双邊、十二行二十字（註二十六字）、小黒口、上下黒魚尾（内向下向、變形）であり、版心題は「詩補」の言偏、衣偏を省略した「寺甫」となる。この特徴は内閣文庫藏本（十卷）や韓

國成均館大學校本（殘本卷一―五）と一致する。又、内閣文庫（國立公文書館）と成均館大學校にはそれぞれ「杜工部草堂詩箋」四十巻が藏されているが、二つは版式及び邊欄の腐食状態が一致する。但、この二つは尹祥の跋文も誦刻人姓名も附していないので後刷本である可能性が高い。韓國延世大學校にも「杜工部草堂詩箋」零本四冊（卷五、二十一、三十四、三十七）が藏されているが、四周單邊という目錄の記載とは違つて實物は左右双邊（四周單邊混在）であり、内閣文庫本、成均館大學校本と異なるものではないらしい。

三 世宗二十六年（一四四四）の「纂註分類杜詩」の受命撰

李朝世宗は在位二十年（一四三八）二月に始めて進士試（文科の大科ではなく、小科）を實施し賦と排律を以てそれぞれの部門で進士を五十人ずつ選抜したが、同年六月癸亥、集賢殿直提學の崔萬里は、詩と賦の數を同じくせず、排律は唐詩排律を標準とし形式主義を排撃すべきだと上疏している。この提案は出版事業の統制と文學の指導によつて士

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

大夫の意識の變革を圖る世宗の基本方針に繋がっているものとして注目するに價する。⁶⁵ 世宗は早くも在位四年（一四二二）十月に庚子字の活字で「選詩演義」を刊行して文臣らに頒布し、同十六年（一四三四）八月にも同書を印刷頒布したことがある。同十七年に甲寅字で「分類補註李太白詩」を印刷、その翌年宗親及び五品以上の文臣に下賜することに前後して、李杜韓柳の詩文集を校勘、纂注、刊行する事業に心を傾ける。世宗二十五年（一四四三）四月丙午の條の命購杜詩諸家注于中外。時令集賢殿參校杜詩諸家註釋會粹一、故求購之。

といった記事は杜詩の纂注令がこの時期に出されたことを知らせる。纂注の作業は、同年七月辛未の條の記事によると、日照りが甚だしいので財政節約のため一時中斷されたこともあるらしいが、翌年、遂に「纂註分類杜詩」二十五巻、目錄一冊の甲寅字による刊行を見る。⁶⁶

杜詩の纂注作業は御用學術機關の集賢殿が主宰したが、實際には僧侶王雨の參與と纂注擔當者の柳休復の叔父の柳方善に杜詩を傳授した僧侶義祐の間接參與による點が多か

ったということを、ここに一つ付け加えて置く。¹⁸ 朝鮮漢文學では佛門での漢文學の傳授關係に關する本格的な考察が殆ど行われていないが、李朝の讀杜詩史においての佛家の役割は特に十分注目しなければならない課題であろう。

「纂註分類杜詩」（以下、「纂註」）の編纂の基本参考書となつた杜詩集は、徐居仁編集千家註分門杜詩と高崇蘭編集千家註分類杜詩である。京都大學文學部圖書室藏の「纂註分類杜詩」によつて「纂註」を諸本と比べると、「纂註」は徐居仁本に從つて編次を決め、高崇蘭本にまなんで劉辰翁批點を添付したことがわかる。「纂註」は徐居仁本の目錄が誤つてゐることを正したり（卷五時事下、「喜聞官軍已臨賊寇」の寇の字を「境」に直した例等）、或は、本來の字を誤つたり（卷十五燕飲、「與鄂縣源大少府宴漢陂」の「漢」の字を「漢」に間違つてゐる例等）してゐるが、詩の分類と編次は徐居仁本と全く一致しており、卷數も同じく二十五卷である。その纂註の方式と諸本の關連を明らかにするためここに卷二紀行下、「恨別」の例を一つ擧げる。（批點の例は省略する。）

恨別〔鶴曰、詩云、聞道河陽近乘勝、當是乾元

二年冬成都作。故又云、草木變衰行劍外。〕

洛城一別四千里〔四、一作三〕

胡騎長驅五六年〔一作六七年。洙曰、公因避亂入蜀。〕

鶴曰、天寶十四載祿山反、至乾元二年爲五年、而其

勢未艾、將涉明年、故云五六年。〕

草木變衰行劍外〔洙曰、宋玉九辯、草木搖落而變衰。〕

兵戈阻絕老江邊〔洙曰、道路梗阻、未可歸也。〕

思家步月清宵立

憶弟看雲白日眠

聞道河陽近乘勝

司徒急爲破幽燕〔趙曰、乾元二年、司徒李光弼敗史思

明於河陽。幽燕、思明窟穴也。〕

この詩に對する「纂註」の集注を、郭知達九家集注杜詩、王狀元集百家注編年杜陵詩史、分門集註杜工部詩、草堂詩箋、高崇蘭本、徐居仁本等の諸本のそれと對照することによつて、「纂註」の集注の方法について次の點がわかる。

①郭知達本は第一の四の字を三に作る點で他の諸本と異なるが、「纂註」は郭知達本に從わない。②この詩の制作時

期については、趙次公、黃鶴の乾元二年説と郭知達の上元

元年説の二つがあるが、「纂註」は前者に従う。③但し、徐

居仁本から趙次公の注を取りそれを末句の下に付けたため、

題名の下に黃鶴の注と矛盾をなしている。④もともと徐居

仁本は分門集註杜工部詩の系統を引くもので注の内容は殆

ど一致するが、第二句の場合でみえるように徐居仁本がよ

り詳しく、「纂註」は編次の面のみならず集注においても、

分門集註杜工部詩ではなく、徐居仁本を参照する。⑤草堂

詩箋の集注は本來の説の來源を明らかにしない等、俗書の

性格を持つが、「纂註」は草堂詩箋の集注方式を取らず諸家

の名を必ず挙げる。⑥題名の下に黃鶴の注は恐らく徐居仁

本から取ったもので、黃氏補千家註杜工部詩史を参照した

ものではない。⑦高崇蘭本の集注は徐居仁本より詳しくは

ないため、集注そのものはそれ程頼りにならなかつたと思

われる。⑧第一句の「四」、第二句の「五六」の字の異同

に關する注のように、字句の異同については諸家の注から

の引用ではなく直接諸本を校勘したように注しているが、「

纂註」の異本が實際に異本そのものの存在を示したの

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

かは疑わしい。

以上から、「纂註」は編次のみではなく集注においても

概ね徐居仁本を頼りにしたことが推察される。

「纂註」は壬辰戦争以前の杜詩集の官刊本の中で尤も重

んじられた刊本であって、成宗十六年(一四八五)には甲辰

字、中宗十九年(一五四〇)には再び甲寅字で活字印刷され

ており、刊行時期は不明であるが丙子字本もあり、又、「致

事撮要」の宣祖九年(一五七六)本の「八道程途」での記録か

らは慶尙道豊基郡の監營に同書の木版が存在していたこと

がわかる。この「纂註」は壬辰戦争後十七世紀の半ば或は

末迄依然として幾つかの異なる官刊本が出現し、光海君七

年(一六一五)には訓練都監字で刊行した。又、日本對馬宗

家文庫の「天和三年目錄」所載の整版本が現存しているこ

とく、十七世紀半ばには同書の整版本も流布していたこと

がわかる。

壬辰戦争以前と以後の「纂註」の諸本に現れる重要な差

異は、壬辰以降劉辰翁の批點が削除される點にある。甲辰

字本は實物を見なかったが、甲辰字本以後の刊本である丙

子字本にも批點が付いてあることから、甲辰字本にも同じく批點が並入されていたのではないかと思われる。しかし、光海君七年の訓練都監字本と十七世紀中葉の刊本であろうと推定される對馬宗家文庫藏本の整版本ではその批點が削除されている。壬辰以後の「纂註」で劉辰翁の批點が除去されたことは、高崇蘭本の系統を引く明刊本が見せる變化と對應している。即ち、洪業の指摘のごとく、靖江王府本には元刊本のように批點が付いているが、玉几山人本、明易山本、金鸞本、許自昌校本に至るとその批點が削除されるのであり、もともと高崇蘭本に従い批點を付けた「纂註」が、これらの無批點の明刊本の影響を受け、批點を削除するようになったと推測される。²⁰

京都大學文學部圖書室藏「纂註分類杜詩」二十五卷目錄一冊。甲寅字活字本、四周單邊、半郭二五×一六・九cm、有界、九行十七字(但、目錄は十行)、注双行同字數、上下白口、上下内向三葉花紋魚尾。同刊本は、「明」字を目部の「明」に作ることや、「無」字の第二畫が第七畫の上を覆わなないことなど、初鑄甲寅字の書體の特徴を見せているが、

異なる書體の字も混じっている上、跋文等も附されていないので、世宗二十六年刊本であるとは俄に斷定しがたい。或は、中宗十九年の後刷本(?)であるかも知れない。又、同書は紙二張を合わせ一葉となしているがその理由も明らかでない。

四 成宗二年(一四七二)の忠清道清州覆刻の「虞註杜律」

世宗年間に士大夫の文學を指導しようとする君王側の企畫により「纂註」が編纂、普及されたことに對して、早くも次期の世祖、成宗年間には士大夫自らの要求により地方監督の財源と刊刻技術を用いて杜詩集が刊行される。この時期に士大夫が杜詩、それも杜律を勉強するため覆刻したものが、成宗二年に忠清道清州の監督で刊行された木版本「虞註杜律」二卷である。

虞註杜律は、虞集が詩集傳に學び杜詩の七言律詩百餘篇に注釋したものとされた寫本を、明の朱維吉が宣德九年に木版本として刊行した本であるが、清州刊本は正統八年

の林靖校正重刻本を覆刻したものである。清州本の覆刻の経緯については同書に附されている、成宗二年九月日付の金紐の跋文に詳しい。

一日、坡平尹君師夏訪余。曰、昔余爲忠清都事、綾城具相國致寬授余以杜律虞註、且請鈔梓。余白監司安公哲孫、囑于清州牧使權君至。功未就而安公見代、金監司良琢繼至、則工垂訖、而余又秩滿而還。日者、權牧使以書來告。……余曰、律詩雄於古詩、故觀人之詩者、觀乎律詩、足以知規模氣格矣。……今是集也、卷帙甚簡、而子美氣律飛出於此、豈學詩者之指南也。

最初刊刻を頼んだ具致寬は世祖朝の功臣として綾城府院君となった人物で、成宗元年九月戊子に没するが、虞註杜律は清州監營の官財と刊刻技術を以て、翌年刊行されたのである。

虞註杜律は紀行詩の「恨別」から始まり、正統八年重刻本の跋文で林靖はそれについて、

虞太叟獨註恨別一首爲始者何哉。且是詩五十六字、含蓄萬意、表其忠君愛親之情、溢於意外。

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

と論じている。しかし朝鮮士大夫が同書を覆刻した理由がそういった杜詩自體の詩精神や「僞」虞註の基本態度と無關係だとは言えないものの、金紐の跋文に現れているごとく、同書が律詩を制作する時参考しやすという点にもっと主な理由が搜せるだろう。

この虞註杜律の開刊は、律詩を基本的漢詩様式として公式化させ、士大夫らに律詩の制作を奨励し詩學を振興しようとした成宗年間の詞章指導策を予見することとして注目される。成宗は世宗の經學文學指導策を受け継ぎながら士大夫階級の自立を助けた聖君として賞賛された君王であるが、特に詞章を振興することによって昇平の機運をみせようとした。詞章家を優待した上、詞章に關する書物の註解を命じたことがそれをよく物語るが、文士を養成するという名分で頻りに文臣らをして詩賦、特に律詩を制作せしめたことは特記されうる。このような政策により詞章を尊び經學を輕視する風潮が現れ、同王十八年（一四八七）に經學に詳しい師儒三十余人を選抜しようとしても經學者は殆ど無く詞章家が勢力を振るっていた状態であった。

達城君徐居正謂弘文館副提學柳允謙等曰、吾東方文學之士、徒以浮誇相尙、篤志性理之學者、百無一二。唯故司成尹嗜、精通經書、子史百家及衆技之書、無不窮研。但其行已狂誕、不能取信於俗、卒爲曹偉所駁、以至餓死、可惜也已。時禮曹抄堪爲師儒者三十餘員、居正意皆以爲無實、故有此言。

成宗は二十二年十一月丙申に雪に關する律詩二首を弘文館と藝文館員に作らしめたことを始めとして、しばしば律詩の製作令を出しているが、そこには士人養成の理念は面影もみえず、詞章そのものに對する偏向的趣味のみが見い出されるばかりである。成宗は詞章の中で律詩を尤も基本的なものと見成し、既に在位十三年の十月癸未に、赴擧が禁止されていた職吏出身の人に四韻律詩を作らせその才能を認め赴擧を許可した事實もある。成宗は又、立春と端午の帖子も文臣らを集め分韻作詩せしめたが、二十二年十二月乙丑、弘文館直提學の金應箕は従前通り知製教にのみ五言絶句を作らしめることを請う筋子を上げる。

我朝遵用古事、立春延祥端午帖子、令知製教製五言絶

句、擇其尤者一首、升貼宮内。近來以來、命聚文臣於闕庭、分韻備成五七言律絶以進、遂成格例。此事不關治體、而居官者、廢事曠務、絺章繪句、稱譽聖德、固非盛治之美事、亦恐後嗣滿假之漸、自此而生。伏願只依前例。

この要請は默殺される。しかしここで注目されるのは、成宗の士人養成の名分の詞章振興策が、士大夫により士意識を麻痺する政策として批判され始めたということである。即ち、朱子學に徹底した新進士大夫らは、朱子學の理念が缺如した詞章そのものは反動的であると排撃し始めたのである。しかしながら、彼ら新進士大夫の階級が王權と離れその自立性を保つことは未だ甚だ困難であったと思われる。従つて、彼らの美學も概ね王權の操縦を受け、律詩の製作で修辭法を驅使し昇平を贊美する詩文學が中心となつていたと言える。成宗二年に虞註杜律が士大夫自らにより刊行されたことは、こういったジレンマをその種子として孕んでいたことが契機であつただろう。

虞註杜律は本來私刊本の性格を持ったが、杜律が素材と

主題別に分類され律詩製作の際に参照し易い點で廣く通用し、官刊本に昇格したらしい。宣祖十八年刊「攷事撮要」の冊版目録には江原道旌善に木版が存在していると記されており、肅宗元年（一六七五）刊「攷事撮要」の付録の「書冊印紙數」にも同書名が見えている。又、正祖年間（十八世紀末）の「鏤板考」には和順縣藏板と義城縣藏板が記され、虞註杜律が地方監督でも活潑に印刷、流布されていた事情を窺わせる。従つて、同書の刊本は多數現存するが、その刊期を確定するに困難がある。成宗二年の最初の覆刻本、宣祖十八年刊「攷事撮要」登載本、肅宗元年刊「攷事撮要」登載本、十八世紀末の「鏤板考」登載本等々は實物の發見と對照が必要である。現存の二種の宗家文庫本は、「天和三年目錄」に記された二つの刊本そのものと思われるが、その一つは東北大學藏朝鮮刊本と邊欄の状態は異なるもの書體と版式は殆ど一致しており、もう一つの刊本は韓國高麗大學華山文庫藏本と同じである。大阪府立圖書館藏本は、四周單邊、半郭二六×一八cm、有界、十一行二十三字、上下白口、上下内向二葉紋魚尾の版式のものであつ

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

て、十八世紀以後の刊本であるらしい。

五 燕山君十年（一五〇四）の「分類杜工部詩諺解」の頒賜

士人階級を養成するという名分で詞章を奨勵した成宗は、同王十一年（一四八〇）十月壬申、義砧から杜詩を學んだ父の柳方善から家學として杜詩を傳授して貰つた柳允謙をして、若い文臣らに杜詩を講じるよう令を下す。

御書講。講訖。侍讀官李昌啓曰、詞章雖若不關於治國、中朝使臣如張寧祈順輩出來、則必與唱和、詞章不可視為餘事而不習之也。杜詩、詩家之祖、前司成柳允謙傳受其父方善頗精熟。請令年少文臣受業。上曰、可。

この杜詩講義の結果をまとめたものが、朝鮮で諺解された中國書物の中でも獨特の位置を占めるため多くの朝鮮學者の關心を呼び起こしてきた「分類杜工部詩諺解」（以下、「杜詩諺解」であるが、「杜詩諺解」の編纂がいつ命じられたのかは實録には見えず、周知のごとく「杜詩諺解」の仁祖十年（一六三三）重刻本に並録された初刊本に對する曹

偉の序から、その編纂令が杜詩の講義が始まった翌年の秋に柳允謙らに出されたことを知る。しかし、成宗十二年の曹偉の初刊本序は、編纂作業がその年に全て完了されたかのごとく記していることや、「杜詩諺解」の基本テキストとなった筈の「纂註」或は徐居仁本との関連について觸れず、同書が全く新しく作られたかのように賞賛している點で信憑性が薄い。²⁴寧ろ、初刊本序として採擇はされなかつたらしいが、金訢の「翻譯杜詩序」が實際の「杜詩諺解」の編纂の経緯をより正しく傳える。²⁵

惟上之十二年月日、召侍臣、若曰、……詩至於子美、可謂至矣、而詞嚴義密、世之學者、患不能通。……其譯以諺解、開發蘊奧、使人得而知之。於是臣某等受命、分門類聚、一依舊本、雜採先儒之語、逐句略疏、間亦附以己意。又以諺字譯其辭、俚語解其義。……凡閱幾月、第一卷先成、繕寫投進、以稟睿裁。上賜覽、曰、可令卒事。仍命臣序之。

金訢の記録は、成宗十二年十二月には「杜詩諺解」の第一巻しか完成されなかつたこと、「杜詩諺解」の編纂には

「舊本」、即ち「纂註分類杜詩」が基本となつたこと等を明らかにしているのである。そうすると、「杜詩諺解」は何時完成を見たのか。

下分類杜詩。曰、序乃罪人曹偉所製也、其削之。且罪人如成侃所製序跋、並去之。又下御書曰、行則聞音而和氣、坐則看詩而暢情。苦牽虛名、自忽傷情乎。又傳曰、詩必和暢、然後可觀也。造古詩和暢者、依杜詩分類以入。

燕山君實錄の十年十二月己卯條に見えるこの記事は、「杜詩諺解」の刊行の時期とその意味を新たに検討せざるをえなくさせるごく重要な記録である。この記録により先ず、初刊本「杜詩諺解」には曹偉の序以外に成侃の跋が付されていたが、曹偉は戊午土禍の罪人であり、成侃も黨争に連累され剖棺斬屍を受けた人物であるため、燕山君の下賜の際二人の序跋が削除されたことがわかる。²⁶成宗十二年の秋に杜詩の諺解令が出されてからこの燕山君の下賜迄は十三年の隔たりがあるので、燕山君の下賜本が初刊本の第一刷本であるか、或は後刷本であるかは俄に決め難い。し

かし、諺解令が出された翌年の七月癸酉にはその責任者である柳允謙が早魃を理由として編纂作業の一時中止を請い、允許を得ていることから推察されるように、その作業はそれ程早く進まなかったらしい點、成宗十六年に新活字の甲辰字を以て纂註「分類杜詩」が重刊されたことは「杜詩諺解」の刊行が大分遅延されたか、或は取り消しになったことを示唆する點、成宗年間に「杜詩諺解」が完成、刊行されたことを知らせる記録はどこにも見当たらない點で、燕山君の下賜本が他ならぬ初刊本の第一刷本であろうと推測しても差し支えはないと思われる。更に、諺解作業の責任者であった柳允謙が次第に信任を失い、成宗十九年以降には朝廷に立たなくなつたことも、成宗年間に諺解本が刊行されたと思わせる可能性を薄くする。一方、「杜詩諺解」の跋文を書いたとされる成侃の場合は、その文集の「虛白堂集」にも隨筆集の「慵齋叢話」にも該當する記録は一切見えない。しかし、「虛白堂集」所收の詩文の中で成侃の六十歳（一四九九）前後の詩には讀杜詩の痕跡が著しく、晩年の成侃が杜詩を耽讀したことを語る逸話もあり、

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

彼が漢城府尹兼工曹判書として弘文館大提學、藝文館大提學、知成均館春秋館事を兼ね文衡を握っていた時期の燕山君六年から同王十年正月九日没する迄の間に初刊本の跋文を書いたのではないかと思われる。即ち、「杜詩諺解」は成宗年間に柳允謙により編纂されたが（或は、彼の死後續けられ燕山君朝初に一旦完成されたが）、何らかの理由で刊行されずそのまま放置されていたものを、晩年の成侃がその刊行を主宰した可能性と、燕山君朝初迄中斷されていた諺解作業が成侃の關連の下で再開された可能性が考えられるのである。

「杜詩諺解」の初刊本は乙亥字の活字本であり、仁祖十年の重刊本は慶尙道大丘の監營で士大夫らの主宰により刊行された木版本であつて、兩刊本は版式が全然異なる。しかし、實際の内容面では、諺解の部分に言語學的表記上の差異があるのみで、初刊本と重刻本の間には殆ど異同がないと言える。全卷が現存する重刻本を以て篇次と詩題を「纂註」と、又「纂註」の基本テキストとなつた徐居仁本と比べると、三つの刊本の差異はごく僅かである。従つて、

「杜詩諺解」は二十五卷となり、収録された杜詩は千四百五十一首、他人作十六首、總計千四百六十七首である。

「杜詩諺解」は本詩の下に、注と翻譯文を朝鮮語で付け加えている。注は詩の内容を分かり易くするため必要な最小限度のものを簡潔に記しているが、もとの出典を明らかにせず、又「纂註」にはなかった初學者にのみ必要な内容のものもしばしば見える。卷二紀行下、「恨別」の場合、洛城を洛陽と注したり、乘勝を「乘戰勝之勢」と注したりしているのは、決して「杜詩諺解」が専門杜詩注釋書であることを示すものだとは言い難いであろう。語句の解釋においても「杜詩諺解」は誤りが多かったといわざるをえない。既に次代の人物である魚叔權は、卷二十三送別下、「送路六侍御入朝」（九家集注本は卷二十四）の「不分桃花紅勝錦、生憎柳絮白於綿」で、「怒る」の意味の「不分」を「杜詩諺解」が誤って「分内」の意味に取っている點を指摘しているほどである。

しかし、注解に誤謬と未熟性が見えるものの、「杜詩諺解」の諺解そのものが杜詩に對する理解の度を一歩高めた

事實は否定出来ない。直譯に近いその諺解により詩句の意味と連結關係が始めて確定されたからである。

燕山君朝の「杜詩諺解」の下賜は李朝の讀杜詩史においてどのような意味を持つのか。早く言えば、それは、世宗朝「纂註」が編纂されたこと、成宗により諺解令が出されたことと同じく、君王による士大夫文學の指導路線と関わっていたのである。燕山君は成宗と違って士大夫階級を抑壓したと非難を受けるが、事實燕山君は成宗の詞章指導策を受け繼いで極端化したに過ぎず、君王による經學文學指導が根本的に含んでいる否定的側面が彼により露わになつたまでのことである。燕山君も文學に關する書物の校勘、注釋、刊行を命じているが、士大夫の意思の結集の場である經筵の機能を麻痺させ、戊午士禍以後には特に、詞章を指導して士大夫を王權の下に屈從せしめた。在位五年（一四九九）八月丁未に「士風不美」の題で、十一月乙卯に「婦女妬忌」の題で、十一月戊戌に「因讒親讎、非命被戮、不回頑風、天地不和」の四つの題で、文臣らに排律、律詩を作らせたことを始め、御製詩を下してそれに唱和せしめた

記録が實録に多く見える。十年十一月癸卯には現職文官で

ない成均館儒生、四學儒生を集め律詩を作らしめ、同年十一月丙午には庭試で律詩三首を以て試験することに決め、同月己酉にはつぎのような傳旨と共に科榜を懸けしめた。

人材不必以經術取。幸有中朝使臣能文者來、則不可以中庸大學三綱領八條目格物致知爲之酬唱也。必取能詩者、然後可以華國也。且能詩者、豈不知經術乎。

この科榜を世人は「聯句兒童榜」と譏したという。又、以降經學は廢れ「唐詩鼓吹」を暗記する風潮が廣がったともいう。批判意識を抱きながらもそれを表す方法を持たない士大夫らの中では、曖昧な表現や難澁な語句に不満を託した人があったため、燕山君は更に、「格律和暢」の詩風を要求する傳旨を、在位十年二月甲戌に議政府に下す。

文章出於性情。凡人性情純厚、則其發於詩文也亦然。是故觀人之著述、可以知其所蘊。大抵爲文章、必須格律和暢、詞意著題、乃爲佳作。至如應製賦詠、尤當隨其命題、和暢其格律、使協題意。若固執己見、苛違命題、則非徒病於文章、亦有乖於奉承君命之意。曠

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

論詞臣、勿令如是。

個性を抹殺された詩精神が性情に叶う「格律和暢」の詩を生みだす筈はないが、燕山君は詩を「華國」の資となし士大夫をして昇平の贊美歌を唱えさせようとしたのである。この要求は根本的に世宗、成宗の文學指導路線と同じ軌道に位置する。燕山君は「格律和暢」の詩の模範として唐詩を擧げ、十一年の正月丙申には古詩、即ち唐詩の中で「華麗通暢之類」を選別せしめており、五月癸卯には唐詩鼓吹、續鼓吹を重刊せしめる一方、十月壬戌には李白風の詩が作れる文臣を選抜せしめる。燕山君十年十二月に「杜詩諺解」が下賜されたのはこのような脈絡の中であつたのである。

「杜詩諺解」が下賜される前の燕山君六年(一五〇二)の黃海道海州では「杜詩范德機批選」が、燕山君の詩學指導策に符應するかのようになり、補刻、刊行された。同刊本は現存しないが、その安彭壽の跋文が中宗二十三年の重刻本に並録されており、

於戲、上有右文之主、下有好文之臣、千載一時、郁郁

彬彬。斯文之泰、實吾道之泰、吾道之泰、實世道之泰也。

という文句は正に、強要された昇平の贊美歌であるといえる。

六 中宗朝以降壬辰戰爭迄の杜詩集の刊行狀況

と李朝士大夫らの杜詩の受容態度

君王の文學指導策の一環として成宗、燕山君朝、杜詩集が刊行、内賜されることよって李朝士大夫の詩風にどのような變化を起したのかを斷言することは難しい。ここでは、漢詩人としては殆ど知られていない權五福（一四六七—一四九八）と金世弼（一四七三—一五三三）の例のみを見る。

權五福は金宗直の門人として戊午士禍の時處刑された人物であるが、僅か詩百餘首を収めた文集「睡軒集」には、杜甫の浮浪、詩癖、清狂に自分の境遇を寄託する詩が多く、讀杜詩の痕跡が著しい。⁴²しかしながら、彼の詩は決して杜詩の風格を徹底的に學んでいたとは言えない。寧ろ、卷一の「詠黃山谷一日思親十二時之句演韻得七絶」や「安峽舉

黃山谷行臺無妾護衣篝之句笑余演韻戲作七絶」等の連作詩の例で現れるように、黃山谷詩を模範としながら、語句のみを杜詩から借用しているに過ぎない點が多い。又、この二つの連作詩は當時士大夫の間の一種の遊戯であった演韻の作詩方法によるもので、作詩家の内面的必然性が缺けていることも注目される。

金世弼は甲子士禍の時流されたことがあり、中宗の反正の後參議（正三品堂上官）に至る迄比較的低い官職を辿った人物であるが、理學者として詩文を重んじなかつたためか、文集「十清集」一冊には僅かの詩が併せて二卷に收められているのみである。⁴³その僅かの詩は殆ど、唐詩を模範とせしめた燕山君の詩學指導政策がある程度反映された結果であるらしく、唐詩を模範としている。中には、卷一の「用杜甫公來雪山重公去雪山輕之句分韻成詩送李希剛長坤出鎮西塞」十首のように杜詩の語句を借りたものも多い。この詩も、士大夫の遊戯の分韻（演韻のように古詩の韻を借りながら更に韻字さえも同じくする）の作詩方法によるもので、作詩上の内面的必然性が缺如している。

權五福と金世弼の例が語るごとく、成宗と燕山君の士大夫詩學の指導政策は士大夫の詩精神の不毛状態をもたらしたといわざるをえない。

士大夫の勢力と結託して燕山君朝を倒し「反正」を起こした中宗朝(二五〇六—四四)には、士大夫は詞章を賤視する傾向を見せる。燕山君朝に二回も筆禍、士禍があったことが直接の理由であろうが、士大夫階級が王權から離れ自らの理念としての理學に徹底する態度を取ったことにより深い理由がある。中宗九年三月丁卯の經筵で金絳が、貫道の文を實用の文、詞華の文を無用の文として規定したことを始め、王安石に譬えられる趙光祖の執政の時期には士大夫の強要に従い君王自ら理學の振興運動の先に立たされた。十二年九月壬午の望の日には、詞章を卑しく思う理學者の勢いに屈し、文臣らに律詩を作らせる慣例をも棄てる⁴⁴。十三年七月己亥には、千三百件という、李朝出版史上類例のない大部數で、「小學」を刊行して官人と宗親らに頒布している。しかし、明使の來訪時の唱和詩を集め「皇華集」を活字印刷する等事大外交において使臣との唱和を特に重視す

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

る李朝朝廷にとって、詞章の水準の低下は漸次深刻な問題として抬頭する。趙光祖の失脚以後の在位十五年(二五二二)六月己巳、十月乙酉に、中宗は文臣らをして律詩を作らせる等詞章に對する關心を示すが、しかし、十七年六月には詞章家を除いて講經家にのみ恩給を與えることからわかるように、詞章振興策は有名無實のものであった。このような中で十七年の十二月、明の禮部郎中の孫存が登科錄の提出を要求する外交問題が発生する。李朝朝廷は公事でないという理由でその提出を拒否したものの、

近來儒士所述之詩文、甚無光彩。登科錄、則一時儒生無計較所述之詞。尤不可播於中朝。

という惱みが漏れているのである。十九年正月戊寅には領議政の南袞が、

頃者心學之說一起、而治詞章者擯之如異端。故人皆恥之、不屑學焉。

と指摘しており、二十四年五月甲寅にも詞章振興策の實施を求める鄭光弼の啓があった。詞章を振興する必要性を感じた中宗は、二十八年四月の別試で、例年通り講書分數通

計により合格者を決めた榜文を降ろして製術と講經に共に合格した人の榜文を改めて掛けさせ物議が起る。同年五月丁巳には未登科の儒生の中で律詩に長じる詞章家を選抜して明使との唱和を專擔する「文章華國之士」を常備して置く計畫さえ立てる。しかし、その翌日禮曹は、

年少儒生、爲長篇詩、以應監試。能爲律詩至於華國者、無有所聞。假使有之、而爲科舉爲重、不能致力於華國之文。

という否定的な回答をする。

晩年の中宗は詞章の振興に力を入れ、二十八年には散官、外官をも含めて別抄文臣廷試を実施する計畫を立て翌年十月丙申に中央の文臣のみを集め律詩を試験する上、文臣をして律詩を製進せしむる令を頻繁にだす。三十二年四月戊寅の伴送使の鄭士龍の復命記には、「文苑英華」の善本を求め刊行しようとしたことがある等、詞章に關する書物の刊行にも中宗は次第に重點を置いていたのであるが、杜詩集に關する出版事實としては、中宗が初めて詞章振興策に方向轉換した時期の在位十九年に甲寅字の「纂註」を内賜

したことが擧げられる。

中宗が詞章振興策に轉換した頃から、士大夫による自發的な杜詩刊行の動きが目立つ。①中宗二十三年黃海道海州で觀察使の閔壽千の主宰で「杜詩范德機批選」が重刻されたこと、②中宗二十五年に魚叔權の勸誘、南應雲と洪春年の要請により提調で「趙註杜律」が刊行されたこと、③同じ中宗二十五年に、鄭士龍選の杜詩排律に草堂詩箋の注が挿入された「杜工部排律」が金安國の主宰で校書館で刊行されたこと等は、官刊の形式を取りながら、實は士大夫側の積極的要請と主宰により行われた杜詩集刊行の事實として注目される。

しかし、中宗朝の士大夫階級は、偏向的に理學を尊んだため、詞章及び詩學は甚だ退潮していたといえる。中宗三十八年八月己亥の經筵での參贊官の洪暹の指摘はその事情を端的に語る。

文治不興、幾於廢墜。言之者、皆以謂德行本文藝末、文藝不足尙云。……今者頓無爲文之士、賜暇讀書之事、徒爲虛文。此皆在上之不勸也。

詞章及び詩學の發展は、中宗三十一年二月辛卯に金安老が論じているごとく、「理勝之文」を確立する方向、或は詞章自體の獨立の方向によってのみ遂げられるであろう。⁴⁹

この二つの道は中宗に繼ぐ明宗と宣祖朝の壬辰戰爭以前の時期に士大夫自らの自覺により開かれる。「理勝之文」を確立した士大夫としては退溪李滉とその學派が擧げられ、君王に詞章指導策の杵から離れ詞章自體の美學を追求した士大夫―詩人としては「湖、蘇、芝」と三唐派が擧げられる。何れの場合も士大夫は古典的模範である杜詩を深く學ぶことによって自らの詩學を樹立するに勵んだのであるが、その著しい例を暫く見る。

李退溪の文集「退溪先生文集」には、杜詩に次韻したり杜詩の語句を借りた表現の詩が多く見えるが、退溪の場合、單に表面上杜詩を借用してはならず、朱熹の詩論に從い理學の説を説くため杜詩が用いられる。

辛酉(明宗十六年、一五六二)三月晦。先生步出溪南齋、率李福弘德弘等、往陶山、憩冢頂松下。時山花盛開、煙林明。先生詠杜詩盤渦鷺浴底心性獨樹花發自分明之

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

句。德弘問、此意如何。曰、爲己君子無所爲而然者、暗合於此意思。學者須當體驗、正其誼、不謀其利、明其道、不計其功。若少有一毫爲之之心、則非學也。⁴⁹

この語録は、退溪がポエジーを通じて論理へ至る思考體系を重んじていたことを物語ってくれるが、杜詩に對する高い鑑識力を持った退溪は、朱熹が夔州以後の杜詩を高く評價しなかつたことに疑問を表明する迄に至る。

朱子論詩取西晉以前、論杜詩取夔州以前。夔州以後詩、亦太橫肆郎當、大槩則然矣。然如建安諸子詩、好者極好、而不好者亦多。子美晚年詩、橫者太橫、亦間有整帖平穩者、而朱子云然。此等處吾輩見未到、不可以臆斷。且守見定言語、俟吾義理熟眼目高、然後徐議之耳。⁵⁰

杜詩に對する退溪の受容態度は以後の朱子學者らにも受け繼がれる。一つは、理學の論理の上で杜詩を鑑賞すること。壬辰戰爭以後の仁祖八年に李植が「杜詩批解」を著した態度は正にその良い例である。もう一つは、朱熹とは異なつて、夔州以後の杜詩をも高く評價すること。壬辰以後の文人―士大夫である金萬重(一六三七―九二)が隨筆集「西

浦漫筆」で幾度も朱熹の説に疑問を表していることがその例になる。

「湖、蘇、芝」(湖陰鄭士龍、蘇齋盧守慎、芝川黃廷夢)と三唐派(白光勳、崔慶昌、李達)の唐詩を模範とする詩風は、成宗、燕山君朝の唐詩を模範と掲げ士大夫の詩學を指導した君王側の政策がある程度反映された結果でありながらも、成宗、燕山君朝の君王側の詩學指導路線や中宗朝の理學偏向といった段階が克服された結果でもある。彼らは杜詩の美學を新たに發見するに至ったと見え、讀杜詩の跡が著しい。特に盧守慎は「學杜の雄」として知られ、後の士大夫の金昌集は、

盧蘇齋詩、在宣廟初、最爲傑然。其沈鬱老健、莽宕悲壯、深得老杜格力、後來學杜者莫能及。蓋其功力深至、得於憂患者爲多。⁽⁶⁾

と論じる。彼ら詩人——士大夫は律詩と絶句の詩形式を重んじ、中でも律詩を偏愛したといわれる。壬辰直後の最高の詩評論家である許筠はつぎのように指摘する。

盧蘇齋、黃芝川、近代大家、俱工近體。盧之五律、黃

之七律、俱千年絶調。然大篇不及此、未知其故也。^(6a)

許筠は彼らの律詩偏愛の理由がわからないといっているが、彼らの律詩の偏愛は、律詩を基本的詩形式としてそれを士大夫らに研磨させ「華國之文」を振興しようとした君王側の詩學指導策が効果を現した結果でもあると言える。言い換えれば、士大夫にとっては君王側が掲げる詩形式以外に別の詩形式を選択する出口がなかったという點、もともと漢詩において近體詩が中心的位置を占めるという文學ジャンル上の傳統の力から生まれる根本的な制約を考慮に入れても、それは、自分固有の美學を樹立することを宿題として抱えていた李朝士大夫の文學活動のジレンマを露わにしているといわざるをえない。

七 壬辰戰爭以後刊行された杜詩集

壬辰戰爭直後には活字や木板が消失、或は掠奪され、士大夫は杜詩集を手にすることも困難であったらしい。しかし戰爭の傷跡が癒えるにつれて、光海君七年(二六一五)の訓練都監字による「纂註」の刊行、仁祖十年(二六三二)の

慶尙道大丘での「杜詩諺解」の重刻を始めとして、君王側の指示により、或は士大夫の自發的な事業により、中央でも地方でも戦前の杜詩集が再び刊行される。肅宗元年（一六七五）刊の「攷事撮要」の書冊印紙数の項目には、「趙註杜律」、「虞註杜律」、「杜詩諺解」の書名が見え、この三つの刊本が十七世紀中末葉にも廣く讀まれたことがわかる。

又壬辰以後は、許筠が數千卷の本を購入したという程、私貿易を通じても多量の明刊本が流れてきて、明刊本の杜詩集もこの時期に多數入り、その一部が覆刻、或は編纂刊行されたと推定される。韓國ソウル大學校圖書館の奎章閣には訓練都監字本の「杜工部文集」二卷一冊が藏されているが、同書は高崇蘭本の系統を引く玉几山人本、明易山人本、許自昌校本等が詩集二十卷と共に刻したものであって、李朝朝廷は詩集は取らず、文集のみを刊行したと思われる。又、同奎章閣所藏の訓練都監字本「杜少陵先生詩集注抄」は萬曆壬辰刊の邵寶集注本「刻杜少陵先生詩分類集註」二十三卷の中の一部を抄して刊行したものであるらしい。

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

壬辰以後李朝で新撰された杜詩集としては、「三大家全集」所收の杜甫詩集、「纂註杜詩澤風堂批解」、「杜律分韻」、「杜陸千選」がある。

「三大家全集」十卷は、孝宗九年（二六五八）、當時文衡を握っていた金堉が、杜甫（四卷）、李白（四卷）、韓愈（二卷）の詩を詩體別に分類、編纂したもので、作詩の手引き用であつて注釋は添付していない。この書物は、訓練都監字を以て中央で刊行されながらも、君王が允許したか否かに就いては全く觸れず、金堉の名で出された點で、中央でさえも君王の統制の枠を離れた自由な刊行が行われていたことを語ってくれる興味深い刊行物である。

惟青丘之詩、實出於九疇八條之遺化、皇極篇中之韻語、卽商頌之正音也。三國以來、作者輩出、無異於中華。

不幸金革、書籍散失、囊螢映月之徒、莫或盡其才、余爲之感然、往年印經書、今又印此而布之。……著雍園

茂大簇上元（戊戌正月十五日）、潛谷七十九歲老人敘。

この序文には、明の滅亡以後中國中心の舊文化圏では朝鮮が正統文化の專擔者であると信じる李朝士大夫の自負が

溢れている。日付に清の年號を用いず崇禎後何年とも書かないことはその理由である。その意味においてこの書物は、朝鮮の上層文化が中國文化を他文化として把握しそれを媒介として自己自身を認識しかけた時期の産物であったと言える。しかし、この新撰の杜詩集が杜詩に對する新しい解釋や考證を始めから放棄していること、李朝士大夫文化の行方を何らかの形で予見していたかのように思われる。

「纂註杜詩澤風堂批解」は本來李植が仁祖十八年(一六四〇)に脱稿した「杜詩批解」を基にしたものであるが、その原稿の名も李植本人のいう「杜詩批解」と肅宗四年(一六七八)の宋時烈の跋文にいう「杜詩點註」が異なるごとく原稿のまま流轉してきたのを、李植の後孫の李箕鎮が英祖十五年(一七三九)に嶺南觀察營(大丘)の官財を使って木版本二十六卷として刊行したものである。李植がテキストとして用いた杜詩集は、李植の「杜詩批解跋」や李箕鎮の木版本跋の内容と同書の編次からわかるように、編年式の高崇蘭本系統の明刊本であったらしい。李植はその明刊本を丙子戰爭(一六三六)以前に得て他の明刊本と對照しながら

校正、批解を施し始め、戰爭以後増補して庚辰年(一六四〇)に律詩のみを完了した。その後もとの明刊本を失い、朝鮮本を以て批解を續けたという。杜詩集諸本に對する李植の態度としては、①朱熹の「章國華杜詩集註跋」を附録してそれに因んで偽蘇注の通用狀況を慨歎していることとわかるように、偽蘇注を極力排斥した點、②最初から「纂註」を使わなかったこと、又後にそれを用いた時も「獨り疏家諸説に於いてその謬繙を厭わず、亦た分類して編する所の次序顛倒するを以て之れを病」とした事實に現れるように、「纂註」を評價しなかった點が注目される。李植の批解の態度は、①編年式刊本をテキストに用いながらも、律詩のみをまず選んで注する等各詩の間の時間的關連性をそれ程重視しなかったこと、②その注も、朱熹のいう「用事造語」と「虚心諷詠」を杜詩の佳處として取り上げるのに重點を置いたことがその特色である。宋時烈の「杜詩點註跋」は李植の批評が朱熹の杜詩説や詩説や詩論に忠實であることを賞賛している。

澤堂公議論、無論細大淺深、一依於朱夫子。觀乎杜詩

點抹之序、可見矣。其視今之揚眉瞬目、訛議夫子、而其言行施指、乃反悖理滅倫者、可如哉。

壬辰、丙子戰爭以後特に十八世紀半ばから李朝社會には經濟構造の變動と身分制の動搖が著しくなり、政治經濟の勢力圏から淘汰された没落士大夫階級が生まれるが、彼らの漢詩には以前の御用文學が贅美し續けてきた調和的世界像は影を薄くし、變化する複雑な社會の様子が反映され始める。又、乾隆以後の清の文化が先進的なものとして意識されるにつれて士大夫階級一般の自己充足的文化が新しい衝擊に見まわれ、詩文の主題と内容も多様性を見せ始める。このような時期に復古的文治主義の理念を掲げながら社會政治上の安定を回復しようとした正祖（在位一七七七一八〇〇）は、當時の詩風を不健康な「噍殺之體」として規定して、杜律と陸律を普及することによって詩風を「反正」する詩學指導綱領を建てる。正祖二十二年（一七九八）七月甲申の條の實録にはその綱領により「杜律分韻」と「陸律分韻」が内賜された記事がある。

杜陸分韻成、頒賜諸臣。上嘗以詩教既弛之後、求不失

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

三百篇遺意者、惟杜甫近之、而律尤其聖也。宋之陸游、亦體醇音雅、不類噍殺之調、特加表章。命諸文臣、集于摛文院、考文館分掌釐校、以韻類編、以整理字印頒。蓋欲矻俗矯時也。

又、翌年十二月辛亥には、杜律五百首と陸律五百首を選した「杜陸千選」が内賜される。

杜陸千選成。上以詩道係於治教之汚隆、而近代之詩、日就噍殺、思所以返之古淳。既選朱子詩爲雅誦。又以朱子於唐獨取杜工部詩、陸務觀與朱子同時、而朱子許以和平粹美、有中原昇平氣象。曰、當今之時、求古之世、教其民而化其俗、捨杜陸奚以哉。及選杜律五七言五百首、陸律五七言五百首、凡八編、名之曰杜陸千選、鑄字所印進、頒賜諸臣。

正祖の復古的文治主義、詩風反正策が必ずしも反動的とは規定されない。しかし、「杜律分韻」が韻目別篇次のもので、「杜陸千選」が五律、七律の詩體別篇次のものであって、兩方とも注釋を施していない等、二つの書物は最初から單に作詩上の手引きとして作られたに過ぎず、杜詩の

再評價と考證を全然伴わず朱熹の説を固執するに止まつた點そのものは、既にその詩風反正策の限界を露呈しているといつてよいだろう。

正祖二十二年七月甲申の實錄記事には「杜陸分韻」となっているが、「杜律分韻」と「陸律分韻」は最初から分冊されていたらしい。「杜律分韻」は正祖二十二年の刊期と同じくする整理字の刊本と生生字の刊本の二つの活字本があるが、七月甲申の内賜本は、實錄の記事に表われたように整理字本である。京都大學付屬圖書館の河合文庫には、正祖二十二年に南公徹への内賜記を附する整理字本「陸律分韻」三十九卷十三冊完帙が藏されているが、これによつても正祖二十二年の内賜本が整理字本であること、「杜律分韻」と「陸律分韻」はもともと分冊されていたことがわかる。「杜律分韻」は、哲宗元年（一八五〇）には全羅道完營（全州）で木版印刷されており、高宗二年（一八六五）には做全史字小字で刊行された。大阪府立圖書館藏の「杜律分韻」は整理字本であつて、正祖二十二年刊本（或は後刷本）であるらしい。

正祖二十三年内賜の「杜陸千選」は丁酉字で印刷されたものであるが、高宗八年にも同活字本が内賜され、慶應大學斯道文庫には高宗八年（一八七二）の尹秉成への内賜本が藏されている。大阪府立圖書館藏本は内賜記等刊記を示すものがないため、正祖二十三年刊本であるか高宗八年刊本であるか明らかでない。

八 終わりに

李朝世宗以降成宗、燕山君朝迄は「華國之文」を振興しようとする君王側の詩學指導策により士大夫の詩文學が統制された時期であつた。この時期には佛門に傳えられた學杜詩の傳統が取り入れられて、「纂註分類杜詩」と「分類杜工部詩諺解」が刊行、頒布された。中宗朝には王權と對立するまで浮かび上がった士大夫階級が理學を重んじ詞章を顧みなかつたため、詩學は全般的に退潮をみた。中宗朝末から明宗、宣祖朝の壬辰戰爭以前の時期は、理學者により「理勝之文」が確立される一方、君王側の詩學指導路線からも理學の強要からも離れた自足的詩文學の芽生えが見

え始めた。この二つの傾向は何れも杜詩を再発見することを伴い、中央と地方での杜詩集の活潑な刊行はその傾向を觸發した要因でもあり、その結果でもある。士大夫文學が君王側の指導を受けた第一段階、士大夫が詩文學を放棄した第二段階、「理勝之文」と自足的詩文學が成立した第三段階の各時期は自ら正、反、合の関係をなしているのである。第三段階の時期では、君王側の詩文學振興策が自らの詩學を樹立しようとする士大夫側の要求と結合をなしたが、詩形式の面では、君王側の律詩製作の奨励と士大夫側の律詩の選擇が一致し、長詩の科詩體と對立する律詩が基本的中心的形式として定着し、杜詩の中でも杜律が重視された。

壬辰、丙子戰爭以後の李朝後期には詩文學の外側の變化が一定程度反映され、詩文學の主題と内容は複雑な様子を見せ始める。正祖は文體反正策と並行する詩風反正策を實施し、「杜律分韻」と「杜陸千選」を活字印刷して杜律を陸律とともに古典的模範として掲げた。士大夫の李植の「杜詩批解」（纂註杜詩澤風堂批解）は李朝で刊行された杜詩集

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について（沈）

の中で最も本格的な注解書であるが、朱熹の詩論や杜詩說に基づき理學の立場から杜詩を鑑賞するのがその特色である。

李朝刊行の杜詩集は覆刻の場合も新撰の場合も大抵元刊本と明刊本の系統を引き、清文化との接觸が起きた十八世紀以後も清刊本は殆ど参照されなかった。君王側の詩學指導策により新撰された「纂註分類杜詩」と「分類杜工部詩諺解」は舊注の纂集に止まり、「杜律分韻」と「杜陸千選」は最初から注解を施すことを放棄している。士大夫の手になる本格的な注釋書の「杜詩批解」は理學的思考様式を捨てず杜詩發見の新しい地平を開く迄には至らなかった。通用の杜詩集が多くなかった李朝初の「草堂詩箋」の覆刻本、編年式でありながらも朱熹の詩論に忠實であった「讀杜詩愚得」の乙亥字印本を除けば、李朝の刊行の杜詩集が殆ど分類式篇次本でなければ選集（特に律詩選集）であるということも、李朝の讀杜詩の水準が杜詩の新しい發見に至らなかった限界を示唆していると思われる。

參考論著

- 金台俊(一九三二)、朝鮮漢文學史、京城・漢城圖書株式會社。
 小倉進平(一九四〇)、朝鮮語學史、東京・刀江書院。
 洪業(一九四〇)、杜詩引得序、哈佛燕京學社、杜詩引得、一九六六。
 李仁榮(一九四三)、攷事撮要の册板目錄について——附册板目錄、東京、東洋學報三〇—二、一六三—一八八。
 ——(一九四四)、清芬室書目(漢文)、韓國ソウル・寶蓮閣、一九六八年影印。
 末松保和(一九四三)、攷事撮要解説、京城帝國大學法文學部影印、攷事撮要。
 前間恭作(一九四四—五七)、古鮮册譜、東京・東洋文庫、東洋文庫叢刊第十一。
 李丙疇(一九五五)、杜詩諺解題(韓國語)、ソウル・東國大、東國文學創刊號、一八二—二〇二。
 ——(一九六三)、韓國漢文學上の杜少陵(韓國語)、无涯梁柱東博士華誕記念論文集、三三九—一八〇。
 ——(一九六六)、杜詩之東漸(漢文)、異河潤先生華甲記念論文集、三四九—一六〇。
 ——(一九八三)、杜詩諺解の経緯とその聲價(韓國語)、雨田辛鎬烈先生古稀記念論叢、六〇九—一三六。
 金一根(一九六四)、杜詩諺解と黄山谷詩集諺解に對する異

見(韓國語)、ソウル・國語國文學會、國語國文學二七、一三七—四三。

——(一九七四)、顏樂堂集希樂堂稿解題(韓國語)、ソウル・建國大出版部影印、顏樂堂集希樂堂稿。

尹炳泰(一九六九)、韓國古書年表資料、ソウル・國會圖書館、九六。

千惠鳳(一九七四)、攷事撮要解題(韓國語)、韓國圖書館學研究會影印、攷事撮要。

李家源(一九七八)、韓國漢文學史(韓國語)、ソウル・民衆書館。

金斗鐘(一九八一)、韓國古印刷技術史(韓國語)、ソウル・探求堂。

藤本幸夫(一九八一)、宗家文庫藏朝鮮本に就いて——「天和三年目錄」と現存本を對照しつつ、天理・天理大、朝鮮學報九九、一九五—二二四。

——、日本現存朝鮮本資料集(未公表)

注

- (1) 「分類杜工部詩諺解」については小倉進平(一九四〇)の解題以來、書誌學的研究、朝鮮語學的研究が進んできたが、書誌學的業績としては李丙疇(一九五五、一九八三)と金一根(一九六四)が擧げられる。「纂註分類杜詩」は、李仁榮(一九四四)により朝鮮新撰書であると指摘され、李丙疇(一

- 九八三)により「分類杜工部諺解」との関係が初めて注目された。「纂註杜詩澤風堂批解」と「杜律分韻」については李丙疇(一九六三)に簡略な言及があるのみである。
- (2) 李仁榮(一九四三)報告の「攷事撮要」重刊本の巻末刊記による。

- (3) 李朝においての書籍の刊行には君王と廷臣の論議が先行することが恒例であるが、初期には君王の決定権が大きい。世宗八年十二月丁卯の經筵で僕循が性理大全の刊行を請うた時に世宗が大全本經書の刊行を決定、(朝鮮王朝實錄、韓國國史編纂委員會、一九七一年影印を參考、以下、出典省略)翌年まで慶尙道、江原道、全羅道で分割刊行せしめたことは君王が廷臣の意見を參考にしながらも決定権を専らにした良い例である。宣祖年間に士大夫の勢力が大きくなった時には君王は廷臣の議論をそのまま受け入れることが多くなる。宣祖二年六月壬辰に奇大升の主張に従い、程朱學の見るべき參考書としての薛瑄の「讀書錄」を刊行することを決定したことがその例の一つである。

- (4) 大全本經書の普及のため、世宗は十七年十月癸亥に印出發願者の冊紙の隨時發送を各道監司に命じている。杜詩集以外に李白、韓愈、柳宗元の詩文集の集注と刊行に關する記録は次の通りである。

世宗十八年正月乙未、頒鑄字所印李白詩集于宗親及文臣五品以上。(甲寅字本分類補註李太白詩。金斗鍾(一九八一)を

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

參考)

世宗二十年夏、韓愈、柳宗元、三大家の注を纂集せしめ、翌年冬に柳文の完成をみる。(牧齋有學集卷四十六、跋高麗板柳文。柳文は甲寅字本、金斗鍾(一九八一)による。)

- (5) 幼年で即位した明宗(一五四六)初には八年間も大王大妃の攝政が行われたが、特にこの時期には君王の統制がなかったため、程朱學にも致用にも關係ない懷麓堂集が明宗四年に乙亥字で刊行されたこともある。

- (6) 三唐派については、李家源(一九七九)の第九章、四節、三唐派の崛起を参照せよ。尹根壽と古文辭派との關係については、宣祖二十八年七月乙亥の柳成龍の「其人亦病於文者、而好李夢陽李攀龍之文、故長於敘事、而紆餘反覆曲盡事情則不能矣」といった指摘が興味深いが、柳成龍は、功用性を離れた文章そのものの美學を追求する尹根壽の作文態度を批判しているのである。崔岄は初めは漢書を、後には韓愈文を研究し、漢書列傳を抄し口訣を施した「漢書列傳抄」と、尹根壽と韓愈文の口訣と注釋を施すため交換した箋紙が收められた「韓愈文吐釋」が傳わる。

- (7) 最初の朝鮮漢文學通史である金台俊(一九三一)は、「漢文學を朝鮮國土で發達した中國文學と見ようと、或は朝鮮文學の一部分と見ようと、とにかく、漢文學は朝鮮の文學という大きい領域の中から絶対に除外させられない。」と断しているが、その裏には朝鮮の文學でありながらも純粹な朝鮮文學

ではない朝鮮漢文學の文學史編入の問題が解け難いジレンマとして隠れている。

- (8) 成祖十五年十月癸丑、權健の啓で言及されている。
 (9) 「大學衍義」をテキストに使い心學を帝王の學として確立しようとする動きは、早くも太祖元年十一月辛卯の諫官の上疏に現れており、太宗、世宗初年にも同書の進講が行われた。
 (10) 中宗二十三年刊「杜詩范德機批選」巻末の燕山君七年刊本跋に「舊本剋缺模糊云々」と。
 (11) 古逸叢書本「杜工部草堂詩箋」巻末附録の黎庶昌跋。
 (12) 洪業（一九四〇）を参照せよ。
 (13) 李丙暉（一九六三、一九八三）は具體的檢證もなく、黎庶昌のいう高麗本を高麗時代の刊本であると斷言し、誤った結論に至っている。
 (14) 李仁榮（一九四四）の「纂註分類杜詩」の項目を参照せよ。
 (15) 金斗鍾（一九八一）に引用されている尹炳泰（一九六九）の報告を再び引用する。
- (16) 「竊謂國家復立進士試、取以古賦與排律十韻詩、所以興起詩學也。近觀試生十韻之體、一循前朝弊習、拘於破題直言反言景句引證方今之格、非惟設意拘束、每卷辭語、率皆牽合、不能隨意排律、鄙陋莫甚。苟此習不祛而望其興於詩也難矣。臣等願、出題依今春秋等賦詩、不必摘出經書子集長句爲題。其製作之體、依唐詩排律十韻、或製五言、或製七言、隨其所長、以新作成之切。」

(17) 同書の刊記を世宗二十六年とするのは、韓國國立圖書館一山文庫藏本を檢討した金斗鍾（一九八一）の報告に従う。

- (18) 卍雨が「纂註分類杜詩」編纂作業に参加した事實は世宗二十五年四月壬午の條に見える。「命檜巖寺住持僧卍雨移住興天寺、仍賜衣、令禮寶供三品之慶。卍雨及見李穡李崇仁、得聞論詩、稍知詩學、今註杜詩、欲以質疑也。」義砧は柳方善に杜詩を教え、柳方善から甥の柳休復と息子の柳允謙に學杜の傳統が受け繼がれ、柳休復は「纂註分類杜詩」の編纂に参加し、柳允謙は成宗年間の「分類杜工部詩諺解」の作業を擔當したのである。義砧と柳家の學杜の傳統については、成俔の「慵齋叢話」巻七（朝鮮古書刊行會、一九〇九年、改活字排印本「大東野乘」巻一收録）に詳しい。「斯文柳休復、與其從弟柳允謙亨叟、精熟杜詩、一時無比。皆受業於泰齋先生。先生雖以文章著名、而緣父之罪、禁錮終身、斯文亦不得赴試。世宗嘗命集賢殿諸儒撰註杜詩、而斯文亦以白衣往參、人皆榮之。其後皆通仕途、斯文登庚辰科、官至校理。」又、曹伸の「謔聞瑣錄」（韓國 探求堂、一九七一年影印、「稗林」收録）にも、「僧義砧號月窓、泰齋所從學杜詩者。柳參議允謙、傳於父泰齋、世稱能通杜詩。成廟嘗令以諺文注解杜詩、間有迂曲處、此月窓之所傳也。」とある。李丙暉（一九六三、一九八三）はこの二つの記録を誤讀して、柳方善が義砧に杜詩を教え、義砧が成宗朝の「分類杜工部詩諺解」の編纂作業に加わったと論じた。柳方善の詩文集「泰齋先生吟藁詩集」巻四（韓國

ソウル大奎章閣所藏木版本)の「奉寄月窓」詩の自注からも義砧が柳方善に杜詩を教えたことがわかり、又、卷一の「冠山哥」の注から義砧が世宗十五、六年頃既に靈通寺住持であったほど柳方善よりも一世代以上離れた人物であったことがわかる。

(19) 李朝鮮廷は各道監營保管の冊板を随時點檢するため新舊守令の交替の時に刊行書冊板木を記録せしめたが、明宗九年(一五五四)魚叔權は官吏に必要な一般常識をまとめた「政事撮要」を著し、各監營の關連事項を記す「八道程途」の中で保管冊板の報告内容を付記した。「政事撮要」は幾度も修正、刊行され、その度に「八道冊板目錄」が改正されるか、或は、代わりに「書冊印紙容入數」が新設されたりした。「政事撮要」の諸刊本については、李仁榮(一九四三)、末松保和(一九四三)、千惠鳳(一九七四)、金斗鍾(一九八一)等を参照されたい。

(20) 對馬宗家文庫「天和三年目錄」と現存本については藤本幸夫(一九八一)と同氏提供の未公表資料を参考とした。

(21) 李丙嶠(一九六三)は他の「纂註」刊本については此批點が添付されているか否かを書かず、同氏所藏木版本にのみ此批點添付の事實を記し、それを壬辰以後の孝宗朝の刊本であると推定しているが、その根據は明かでない。大黒口の版心、多様な魚尾紋様等の特色を持つ刊記未詳の日本洞春寺所藏木版本も此批點を添付しており、兩刊本の對照が要請される。

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

(22) 成宗十二年十一月丙戌、製造科居魁の梁誠之を優待して正憲(正二品官階)に加階し更に崇政(從一品)に加階する。十五年八月庚申、「博文工詞章」の金宗直を都承旨に任命する。十六年二月甲申、一時辭職していた曹偉と兪好仁を外官に補するよう慶尙道觀察使に命じる。等々。

(23) 成宗十三年四月甲辰、蘇軾詩集の注解令。十三年頃李白詩集の印刊令(同年七月癸酉の柳允謙の啓より)。十四年三月王子、姜希孟遺稿の編集令。十四年七月己未、黃山谷詩集と聯珠詩格の諺解令。十五年十二月己酉、文翰類選を印刷。十六年正月己酉、無注本王荊公詩集の印刊令。二十年十月癸卯、月山大君遺稿の印刊令。二十四年正月丁丑、文天祥集の印刊を許可。二十四年九月庚申、新刊の事文類聚を頒賜。二十四年八月、唐詩話、宋詩話、破閑集、補閑集の略注令。

(24) 成宗十六年三月丁卯、五月庚午、六月戊子に時事を題材として文臣らに賦と律詩を作らしむ。十二月甲子の交年(十二月二十四日)に近臣六人に古詩百韻を作らしむ。以降十九年八月丙辰、十二月丁酉、十二月癸卯、二十年五月丙戌に排律とか律詩を作らしむ等、實録の記録は續く。

(25) 朝鮮王朝實録、成宗十八年六月甲午の條。
(26) 成宗二十二年十一月丙申の製詩令には詞章そのものに對する偏向的興味のみが著しい。「召弘文館藝文館員于承政院、下宣醜饋之、命製七言律詩二首。仍傳曰、古人以雪譬諸他物、或曰玉龍、或曰銀杯、此類多矣。今詩一首、做古人取譬之體、

一首則直賦雪。」

(27) 鹹吏出身者が一舉に赴擧することを憂えた廷臣らの反對で許可を取り消すが、當該者の金友謙は以後出身を僞つて赴擧し、再び物議が起こる。

(28) 京都大學付屬圖書館河合文庫には、肅宗元年の李夏鎮への内賜本が藏されているが、附録はなく本文の三巻のみ現存している。後刷本であるらしい天理圖書館藏三巻付録一卷を參考した。

(29) 「成化辛丑、上命弘文館典翰臣柳允謙等、若曰、杜詩諸家之注詳矣。然會箋繁而失之謬、須溪簡而失之略。衆說紛紜、互相抵牾、不可不研覈而一、爾其纂之。於是廣撫諸註、……又以諺語、譯其意旨、向之所謂難澁者、一覽瞭然。書成、繕寫以進。命臣序。」曹伸は「杜詩諺解」の編纂作業を贊美する意圖で同作業の實情を誇張していると思われる。事實彼は始めから同作業に加わっていたわけではない。「梅溪先生文集」卷一（一九二八年、石印本）の年譜の成宗十二年の條は次の通りである。「成化十七年辛丑二十八歲。三月、爲遠接使姜希孟從事。八月、以伴接使從事、奉使關西、仍歷黃海道、覈審邊邑農事。十二月、歸覲金山。還京、與館僚承命撰杜詩諺解、仍作序文。」

(30) 金一根（一九六四、一九七四）により學界に紹介された。
 (31) 金一根（一九六四、一九七四）は金訥の序が曹偉の序と共に初刊本に載せられていたと主張するが、この記録により、

金訥の序は最初から採擇されなかった可能性が高くなる。しかし、問題の初刊本の第一巻が發見されても、燕山君の令により除去されたため、曹偉の序も成覲の跋も見られないだろう。
 (32) 「柳允謙等上劄子曰、……今年之旱、無異去年、連歲飢饉、近古未有。方務救荒之不暇、而如四傳春秋、綱目新增、文翰類選、杜詩、李白詩、庸學口訣、皆設局而供億隨之。若論一日之費則些少、積日計之、則乃活飢民之若干資。恐非今日之急務也。……傳曰、爾等豈以我之好學爲非哉、只爲供億之費耳。今從爾等之言停之。」

(33) 柳允謙は成宗十三年から十九年の間、弘文館副提學、司諫院大司諫、同副承旨、戶曹參議、敦寧府都正の正三品堂上官の職位を水平移動している。成宗十九年戊寅の記事が實際に廷臣としての彼に關する最後のものであるが、その記事の後ろには次のような史評が付け加えられている。「允謙、泰齋方善之子、嘗坐禁錮、晚擢科第、以精於杜詩、受知於上、至拜承旨參議。然平生疏其室人、以是薄之。」

(34) 「文戴公虛白堂成先生文集」（天理圖書館藏舊今西龍藏本）の「虛白堂補集」卷二、「園裏紅桃與有本芭蕉被大風摧折」、「青陂橋石用東坡東西橋韻」、「白魚」等々の詩。

(35) 尹根壽「月汀先生別集」（大阪府立圖書館藏）卷四、漫錄、「慕齋（金安國）未釋褐、已知詩名。成判書馨叔（成覲）熟觀杜詩、作四韻八首、自以爲得意作、可擬古人。語其胤世昌曰、聞汝友金某能知詩、汝可令下人寫我詩、熏煙氣以作年

久様、示金某而問其爲何代詩。……」

(66) 初刊本「分類杜工部詩諺解」卷二十一〜二十五(韓國ソウル通文館一九五五年影印)と重刻本(東洋文庫藏)の同じ巻を對照した。

(67) 下に徐居仁本、「纂註」、「分類杜詩」の篇目を對比して置く。(徐居仁本の場合、目錄の題と本文の題とが異なることもあるが、ここでは本文の題を取る。)

(68) 金一根(一九六三、一九七七)は、小倉進平(一九四〇)も引用する李德懋の「杜詩諺解：凡三十三卷」(靑莊館全書所收叢葉記)という記録に基づき、初刊本はもともと三十三巻であったと主張する。しかし、初刊本と重刻本の間には表記上の言語學的異同があるのみで内容上の差異はないので巻数の異同があったとは考えられない。本稿は、李德懋の記録が誤って本の巻数ではなく印紙容入数を記していると推定する。即ち、「攷事撮要」の肅宗元年本(二六七五年刊本)以後、補改修正本(東京大阿川文庫藏甲寅字交木活字本)、前間恭作(一九四四—五七)のいう一六九一〜三年頃刊本、芸閣印書體活字本(一七三二〜五年頃刊本)、改修五卷本(一七四〇年頃

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

卷、分類	徐居仁本	「纂註」	「分類杜詩」
1 紀行上	紀行上古詩四十首 (分類目)	同上	紀行上〇〇〇〇〇
3 述懷下	述懷下律詩五十三首 (分類目)	律詩五十二首	律詩五十三首
3 述懷下	覽物	同上	峽中覽物
5 時事下	喜聞官軍已臨賊寇	同上	———境二十韻
7 居室下	簡吳郎司法	同上	———直
8 宗族	古詩六首律詩三十二首	同上	———二十二首
8 宗族	送舍弟頻赴齊	———頌赴齊	同上
13 江河	溪漲	同上	漲溪
13 都邑	建都十二韻	冬末以事之東都———	同上
15 燕飲	湖城東遇孟雲卿復歸劉 顥宅宿宴飲散醉歌	———漢陂	———漢陂
15 燕飲	與鄧縣源大少府宴溪陂	———水東	———水東
16 食物	秋日阮隱居致薤三十束	廢畦、除架	除架、廢畦
16 食物	除架、廢畦(順序)	寄簡上、簡寄中、下	寄簡上、中、下
19 21	簡寄上、中、下(分類目)	同上	同上
19 簡寄上	暮秋枉褒道州手札率爾 遣興寄近呈蘇侍御	———寄溫呈蘇侍御	同上
20 簡寄中	寄彭高三十五使君號州 岑長史三十韻	———高使君號———	同上
21 簡寄下	贈翰林張四學士	———學士垣(中字)	———學士垣(小字)
21 懷舊	題鄭十八著作處	———著作丈	同上
22 送別上	別唐十五誠因寄禮部侍郎賈	同上	———禮部買侍郎至
23 送別下	送覃二判官	同上	○覃二判官(初) 送覃二判官(重)
25 絕句	絕句三首	同上	絕句三首(初) 絕句二首(重)

刊本)等には、八道冊板目錄の項目が廢棄された代わりに書冊印紙容入數の項目が設けられているが、そこには「杜詩諺解」の冊紙容入數が三十三卷であると記されている。李德懋は同記録に惹かれ「杜詩諺解」の卷數を三十三卷と書いた可能性が高い。中にも芸閣印書體本「故事撮要」はその書冊容入數の項目において、「杜詩諺解三十三卷」のように表している。そこで特に混同を招き易かっただろう。

(39) 魚叔權「稗官雜記」卷一(朝鮮古書刊行會、一九〇九年改活字排印本「大東野乘」卷一所收)

(40) 燕山君二年十一月庚午、詩學大成の印進。十一年五月癸卯、唐詩鼓吹、續鼓吹、三體詩、唐音詩、詩林廣記、唐賢詩、宋賢詩、瀛奎律髓、元詩體要等の刊行令。十二年四月壬戌、剪燈新話餘話の刊行令。

(41) 燕山君十年十一月己酉の同記事に對する史評。

(42) 大阪府立圖書館藏「匪軒集」二卷二冊。

(43) 大阪府立圖書館藏「十清集」二卷二冊。

(44) 「宣醜于承政院弘文館、史臣曰、國朝故事、節日賜酒食膳于近臣、有時命題製詩。成廟尤好之、上亦屢爲之。時趙光祖等貴理學賤詞章、每於經筵、論人主不可作詩、亦不可令臣下製進。故節日雖依故事賜酒、而羞而不令作詩。」

(45) 成宗二十九年五月壬申、三十年九月戊寅、三十一年四月癸丑、五月丙寅、十月丁酉、三十三年三月甲午、四月壬戌、三十五年三月辛丑、三月庚戌、三十八年八月庚辰等々。

(46) 魚叔權「稗官雜記」卷四、「嘉靖庚子(一五四〇)、余以監校官在校書館。南牧使應雲洪僉正春年、時爲本館別坐、欲印杜律虞註。余曰、虞註有板本、故家有其書。余得杜律趙註及杜註於中國。趙註乃五言、而杜註七言也。秦印此兩本乎。二公遂請於提調而印之。又請於湖陰鄭相公、抄排律若干篇。湖陰以草堂之註太繁、依趙杜註例、刪去其冗、而存其要切、且添入劉須溪批語。書未成、金慕齋(安國)爲提調、以爲草堂註不必刪也。令印以全註。覽者恨之。」

(47) 注(46)を參考せよ。

(48) 中宗三十一年二月辛卯の朝講で金安老は、詞章の振興に關して、①「理勝之文」を積極獎勵すること、②詞章そのものも事大外交において必須なので一時方便として詞章そのものの振興を圖ること等、二つの方向で論じているが、その論説は朝廷の基本綱領を代辯していたといえる。「大凡詞章出於六經、然後爲理勝之文矣。詞章而非理勝、則不可謂之文矣。若製詩而理勝、則豈以詩章爲賤乎。……常時以專尚詩章爲不可者、恐末流之弊或至於浮靡、故古之人君亦不敢專以詩章爲尚。今則專不習詩章、故別立法權之。況我國乃事大之邦、尤不可專尚實學也、而無一人能爲詞章者、不知何以爲之然後可也。」しかし、朝廷からの指示とは別に、士大夫階級の文學自體が、「理勝之文」と自足的詩學を追求する内在的必然的發展過程の中に位置していたといわざるをえない。

(49) 「退溪言行錄」(「增補退溪全書」所收、韓國成均館大大東

文化研究院、一九七一年影印) 卷三、樂山樂水條、

(50) 「退溪先生文書」(「增補退溪全書」所收)

卷二十五、答鄭子中講目。

(51) 「農巖集」(大阪府立圖書館藏) 卷三十四、

雜識。

(52) 「惺叟詩話」(「許筠全集」所收、韓國成均館大

大東文化院、一九八一年影印) 中の一項目。

(53) 「杜詩診解」は一七三二〜五年頃刊の「攷

事撮要」でも書名が現れており、「虞註杜律」

は十八世紀末の徐有棻の「鏤板考」にも書名

が見える。

(54) 「章國華杜詩集註跋」は「津逮祕書」第十三集

の「晦菴題跋」に見え、「章國華杜詩集」が汲古

閣で覆刻されたのではないかと思われる。若

しその明刊の覆刻本があったとすれば、李植

が朱熹の跋文を朱文公文集卷八十四から取ら

ず「章國華杜詩集」から取った可能性もある。

(55) 「纂註杜詩澤風堂批解」(京都大文學部圖書

室藏)、李箕鎮の木版本跋。

(56) 朱熹の「章國華杜詩集註跋」、「杜詩佳處有

在用事造語之外者、唯其虛心詠乃能見之。」

(57) 李朝刊行の杜詩集の編次別特徴(下表)

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

書名(覆刊、新撰)	編次別	初刊の時期
杜詩范德機批選(覆刊) 杜工部草堂詩箋(覆刻) 纂註分類杜詩(新撰) 虞註杜律(覆刻) 分類杜工部詩診解(新撰) 趙註杜律(覆刻) 杜工部五言律詩(不明) 須溪先生批點杜工部排律 (新撰) 讀杜詩愚得(活字復刊) 須溪先生批點杜工部七言 律詩(活字復刊) 范太史精選杜詩(不明) 杜少陵先生詩集註抄(新 撰) 杜詩批解(手稿) 杜少陵五言律詩(不明) 杜工部分類五七言律詩 (不明) 三大家詩全集(新撰) 杜工部分類五言律詩(不 明) 杜律分韻(新撰) 杜陸千選(新選)	詩體別分類の下で年代順 編集、選集 編年式、全集 分類式、全集 分類式、七律選集 分類式、全集 分類式、五律選集 趙註杜律の編次、無注 排律選集 編年式、全集(朱熹説に 従い律詩に注する) 七律選集 杜詩范德機批選の編次 分類式、選集 編年式、全集(詩體別に 注釋を施す) 分類式、五律選集 分類式、五七律選集 詩體別、選集 分類式、五律選集 韻目別、律詩選集 詩體別、五七言律詩選集	十五世紀初(?) 世宗一三年(一四三一) 世宗二六年(一四四四) 成宗二年(一四七一) 燕山君一〇年(一五〇四) 丙賜 中宗二五年(一五四〇) 中宗二五年(一五四〇) 明宗四年(一五四九)丙賜 明宗朝(十六世紀半ば) 光海君朝(十七世紀初) 仁祖一八年(一六四〇)脱 稿 孝宗九年(一六五八) 十七世紀半ば 正祖二二年(一七九八) 正祖二三年(一七九九)

附錄一 壬辰戰爭以前の李朝における杜詩集刊行の現況

刊行年代	書名	編註・批點	朝鮮人序跋	卷冊數	版別	版式	備考
李朝 世宗一三年 (四三)	杜工部草堂詩箋	(宋)魯崑編 蔡夢弼會箋	世宗一三年 尹祥跋	四〇卷・ 首一・詩 話二・年 譜一	木板(慶尙 道密陽)	左右雙邊(四周單邊)・半郭一八・一×一二・七cm(大小不同)・有界一二行・二〇字・註雙行二六字・上下小黒口・内向黒魚尾(變形)	黎庶昌善藏高麗本・尹炳泰(六六)・成均館大・延世大(零七本)・内閣文庫・靜嘉堂文庫
世宗二六年 (四四)	纂註分類杜詩	集賢殿受命撰 。劉辰翁批點		二五卷 目錄一册	甲寅字	四周雙邊・半郭二五×一六・九cm・九行一七字(目錄一〇行)・有界・註雙行同字數・上下白口・上下内向三葉花紋魚尾	韓國國立圖書館藏・金斗鍾(二七)・孫寶基(六三)・延世大(零本)二册・目錄一册(京都大文學部圖書室)(二五卷二四册・目錄一册完帙)
成宗二年 (四七)	虞註杜律	僞(元)虞集註	成宗二年 金紐跋	二卷	木板(忠清 道清州)		大阪府立圖書館藏本(延世大本)・日比谷圖書館本等の刊期要檢討
成宗一六年 (四六)	纂註分類杜詩	世宗朝受命撰	成宗一六年 金宗直甲辰 字跋	二五卷	甲辰字		韓國國立圖書館一山文庫藏・金斗鍾(二七)
燕山君七年	讀杜詩愚得	(明)單復著		一八卷			前問恭作、「古鮮冊譜」

(一五〇)	燕山君七年 (二五〇)	杜詩范德機批 (再刻)	(元)范梈批選 (元)鄭鼎編次	燕山君七年、 安彭壽跋	六卷	木板(黃海 道海州)	册四にモリス・クローラン の解題を引用、刊期と版 式に疑問あり。
燕山君一〇 年(二五四)	分類杜工部詩 諺解	柳允謙等受命 撰	成宗一二年 一二月曹偉 序 (成俔跋)	二五卷 (零本)	乙亥字	四周單邊・半郭二四×一 六・六cm・九行一七字・ 有界・上下大黒口・上下 三葉花紋魚尾	中宗二三年本に同刊本の 跋文と覆刻人姓名あり。 ソウル大奎章閣・延世大 等に零本・通文館影印本 (卷一、二、五) 燕山君 一〇年甲子(二月)己卯條 に頒賜記事
中宗一九年 (二五四)	纂註分類杜詩	世宗朝受命撰	内賜記	二五卷 (零本)	甲寅字	四周雙邊・半郭二五×一 六・九cm・九行一七字・ 上下内向三葉花紋魚尾	高麗大晩松文庫(目錄)、 朴洪鱗への内賜本
中宗二三年 (二五六)	纂註分類杜詩 選(重刻)	世宗朝受命撰 。劉辰翁批點	中宗二三年 蔡世英跋	二五卷	丙子字	四周雙邊・半郭二三×一 六cm・一〇行二〇字・有 界・上下白口・上下内向 三葉花紋魚尾	延世大には己卯字本とし て記録(己卯字―丙子字)
中宗二五年 (二五八)	趙註杜律	(元)范梈批選 (元)鄭鼎編次	中宗二三年 蔡世英跋	六卷一册	木板(黃海 道海州)	四周單邊・半郭二五×一 五・七cm・一〇行一九字・ 有界・註無・上下大黒口・ 上下内向黒魚尾(變形)	延世大・ソウル大奎章閣 (零本)・内閣文庫
	杜工部五言律 詩	趙註杜律の編 次・無註	(元)趙訪選註	四卷二册	木板	四周單邊・半郭一九・五 ×一四・七cm(大小不同) ・一〇行一七字・有界・ 上下大黒口・上下内向黒 魚尾(花紋魚尾)	魚叔權「稗官雜記」卷四 延世大 前項との對照が必要

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

刊行年代	書名	編註・批點	朝鮮人序跋	卷册數	版別	版式	備考
中宗二五年 (一五四〇)	(假稱) 草堂註杜工部 排律	鄭士龍編 。劉辰翁批點					魚叔權「稗官雜記」卷四
中宗朝	須溪先生批點 杜工部排律	。劉辰翁批點			乙亥字		黃義敦舊藏本・金斗鍾(207)前項の刊本であらう。
明宗四年 (一五九)	讀杜詩愚得	(明)單復著	內賜記	一八卷一 五册	乙亥字	四周單邊・半郭二二・一 ×一四・七cm・九行一七 字・有界・註雙行一六字 三・上下大黒口・上下内向 葉花紋魚尾(變形)	蓬左文庫に鄭大年への内賜本・李仁榮(一九四)山口大圖書館
明宗朝	須溪先生批點 杜工部七言律 詩	(明)杜啓集注 。劉辰翁批點		一册	乙亥字	四周單邊・半郭二三・三 ×一五・五cm・九行一八 字・小字・雙行・内向三葉 花紋魚尾、版心題「杜律」	高麗大晩松金完燮文庫 (目錄)
宣祖九年 (一五七)	范太史精選杜 詩	「范德機批選」 の編次・蔡夢 弼會箋		零本一册 (卷一・ 二)	乙亥字	四周單邊・半郭二一・五 ×一四・六cm・九行一七 字・有界・上下黒魚尾・ 版心題「范杜」	延世大(零本)、外表紙に 「丙子(一五七?)夏修補」
宣祖九年 (一五七)	鄭鼎杜詩 (「杜詩范德 機批選」)	(元)范攄批選 (元)鄭鼎編次			黄海道海 州册板		魚叔權「故事撮要」の宣 祖九年(一五七)本と宣祖一 八年(一六〇)本の八道册板 目錄に記録あり。
宣祖一八年 (一六五)	杜詩(纂註分 類杜詩?) 杜律虞註 (「虞註杜律」)	世宗朝受命撰			慶尙道豐 基册板		同右
宣祖一八年 (一六五)	杜律虞註 (「虞註杜律」)	偽(元)虞集註			江原道旌 善册板		宣祖一八年本「故事撮 要」の八道册板目錄に記 録あり。

附録二 壬辰戰爭以後の李朝における杜詩集刊行の現況

刊行年代	書名	編註・批點	朝鮮人序跋	卷冊數	版別	版式	備考
日本慶長一 九年(一六四)	讀杜詩愚得	(明)單復著		一五冊			慶長九年駿府恩賜本、近藤守重「好書故事」卷五蓬左文庫藏
光海君七年 (一六五)	纂註分類杜詩	世宗朝受命撰 。批點削除	光海君七年 李爾瞻跋	二五卷 目錄一冊	甲寅字體 訓練都監 木活字	四周雙邊・半郭二五×一 五・八cm・九行一七字・ 有界・註雙行・上下白口 ・上下內向三葉花紋魚尾	ソウル大奎章閣・成均館 大(卷)一、二、三、四、 一四(缺) 內閣文庫・東洋 文庫
	纂註分類杜詩	同上		二五卷	木板	四周雙邊・半郭一九・八 ×一・九cm・九行一七 字・有界・註雙行・上下 白口上下內向三葉花紋魚 尾(二葉)	延世大
光海君朝 (一六九一三)	杜少陵先生詩 集註抄	(明)邵寶集註 (明)過棟參纂		一冊	訓練都監 字	四周單邊・半郭二五×三 ×一五cm・九行一五字	ソウル大奎章閣(目錄)
	杜工部文集			二卷一冊	訓練都監 字	四周雙邊・半郭二五×一 四・九cm・九行一七字・ 注雙行・上下內向細花紋 魚尾・版心題「杜文」	ソウル大奎章閣(目錄)
仁祖一〇年 (一六三)	分類杜工部詩 諺解(重刻)	成宗朝受命撰	仁祖一〇年 三月張維 序	二五卷二 〇冊	木板(慶 尙道大丘 私刊)	四周單邊・半郭二〇×一 四・五cm(大小不同)・八 行一七字・有界・註雙行 ・上下白口・上下內向二 葉花紋魚尾	韓國國立圖書館・ソウル 大奎章閣等・大提閣影印 本・東洋文庫
仁祖一八年 (一六四)	纂註杜詩澤風 堂批解	李植著					英祖一五年(一七五)木板印刷

李氏朝鮮における杜甫詩集の刊行について(沈)

刊行年代	書名	編註・批點	朝鮮人序跋	卷册數	版別	版式	備考
孝宗朝？ (六卷一九)	纂註分類杜詩	世宗朝受命撰 。劉辰翁批點			木板	(半郭二五×一八cm)	李丙疇(六三)は二八卷と記す。二五卷の誤り。批點添刻の事實から壬辰以前の刊本であると推定される。
	纂註分類杜詩	同上 。劉辰翁批點		二五卷	木板	四周雙邊・半郭二五×〇 ・×一六・七cm(大小不同) 。有界・九行一七字。上 下大黒口・上下内向黒魚 尾(變形)	日本洞春寺。前刊本との比較要。壬辰以前刊本？
	杜少陵五言律詩			二卷一册 (零本)	木板	四周單邊・半郭一九×一 三cm(大小不同)・一〇行 二二字・有界・白口。上 下二葉花紋魚尾(張一は 黒魚尾)	延世大(零本・二卷「亭 樹」門は分類題目のみ)
孝宗九年 (六卷一)	杜工部分類五 七言律詩			三卷一册	木板	四周雙邊・半郭二二×一 二〇字・上下内向花紋魚 尾・版心題「杜律」	ソウル大奎章閣(目錄)
	三大家詩全集 (杜甫・李白 ・韓愈)	(朝鮮朝)金増 編	戊戌正月一 五日金増序	一〇卷一 册	甲寅字體 訓練都監 木活字	四周雙邊・半郭二〇×六 四・有界・註無・上下白 口・上下花紋魚尾(三葉 ・二葉・變形)	大阪府立圖書館
肅宗元年 (二卷五)	杜詩諺解(二 分類杜工部詩 諺解)	成宗朝受命撰					肅宗元年本「政事撮要」 附録の書册印紙數項に記 録。「杜詩註解」は芸閣印 書體活字本(七三―五頭) 「政事撮要」卷四、書册 印紙容入數項にも記録あり。
	趙註杜律	(元)趙汭選註					
	虞註杜律偽	(元)虞集註					

		日本對馬宗 家文庫 「天和三年 (一六六)目 録」										
類選杜詩五言 (註) 律(註) 杜律趙	同 右	類選杜詩五言 (註) 律(註) 杜律趙	楊守誠校 (元)趙汭批選	纂註分類杜詩	世宗朝受命撰 。批點無	虞註杜律	同 右	虞註杜律	偽(元)虞集註	杜工部分類五 言律詩	杜律(?)	杜律(?)
四卷二册	木板	四卷二册	木板	二五卷一 三册	木板(甲 寅字體)	二卷一册	木板	二卷一册	木板	三卷一册		
四周雙邊・半郭二五・八 ×一九・二cm・九行二 ・註雙行・下白口・上 下內向三葉花紋魚尾	刻工名	四周雙邊・半郭一九・三 ×一五cm(大小不同) ・註雙行・下白口 上下內向三葉花紋魚尾	四周單邊・半郭二四・七 ×一五・七cm・九行一七 ・註雙行・上下白口・ 上下內向三葉花紋魚尾	四周雙邊・半郭一九・〇 ×一四・七cm(大小不同) ・註雙行 ・白口・上下內向二葉花 紋魚尾	前板本の覆木 板高麗大藏本 と同一	四周雙邊・半郭一九・九 ×一四・八cm(大小不同) ・註雙行 ・白口・上下內向二葉花 紋魚尾	東北大藏本と の對照が必要	四周雙邊・半郭二一・八 ×一五・八cm(大小不同) ・註無・白口 上下內向二葉花紋魚尾	分類目無し		不傳	
藤本幸夫 (一六六)												

刊行年代	書名	編註・批點	朝鮮人序跋	卷冊數	版別	版式	備考
英祖一五年 (一七九〇)	纂註杜詩澤風堂批解	李植批解	英祖一五年七月李箕鎮跋	二六卷目錄合一四册	木板(慶尚道大丘私刊)	四周雙邊・半郭二三・二〇行・八cm(大小不同)・有界・一〇行・二〇字・上下白口・上下二葉花紋魚尾	ソウル大奎章閣等・黃永武輯「杜詩叢刊」(一九四二)所收・京都大附屬圖書館と同文學部圖書室。
正朝年間 (一八世紀末)	虞註杜律	偽(元)虞集註	和順縣藏板 板・義城縣藏	二卷			徐有桀「鏤板考」
同右	杜詩批解(纂註杜詩澤風堂批解)	李植批解	嶺南觀察營藏板	二八卷			同右
正祖二二年 (一七九八)	杜律分韻	摺文院奉教彙編	內賜記	五卷二册	整理字	四周雙邊・半郭一九・五一〇行・四cm・有界・一〇行・上黑魚尾、下一線	大阪府立圖書館・ソウル大奎章閣 正祖二二年戊午七月甲申の條に頒賜記事
正祖二二年 (一七九八)	杜律分韻	同右		五卷二册	生生字	四周雙邊・半郭一九・五一〇行・四cm・有界・一〇行・一八字・上下白口・上黑魚尾、下一線	ソウル大奎章閣(目錄)刊期は検討が必要
正祖二三年 (一七九八)	杜陸千選	受命撰	內賜記	八卷	丁酉字	四周單邊・半郭二五・〇〇行・一六・九cm・有界・一〇行・一八字・下白口・上二葉花紋魚尾、下一線	大阪府立圖書館 正祖二三年乙未二月辛亥の條に頒賜記事
正祖朝 (一七七―一八〇〇)	三大家詩全集(杜甫・李白・韓愈)			二二卷	韓構字	(半郭二二×一三・五cm)	李丙疇氏舊藏、李丙疇(二六三)

哲宗元年 (一八五〇)	杜律分韻	摺文院奉教彙編		五卷二册	木板(全羅道完營)	・×四週雙邊・半郭一九・二 ・×一四cm・一〇行一八字 上黑魚尾	ソウル大奎章閣(目錄) (一六三)
哲宗朝 (一八五〇-六三)	虞註杜律	僞(元)虞集註		二卷	做全史字 木板本		李丙疇氏舊藏・李丙疇 (一六三)
高宗二年 (一八六五)	杜律分韻	摺文院奉教彙編		五卷二册	做全史字 小字本	・四週雙邊・半郭一五×九 ・五cm・有界一〇行二〇 字・上下白口・上黑魚尾	延世大・成均館大・ソウル大奎章閣
高宗八年 (一八七二)	杜陸千選	正祖朝受命撰	内賜記	八卷	丁酉字	・四週單邊・半郭二五・〇 ・×一六・九cm・有界一 ・行一八字・下白口・上 二葉花紋魚尾、下一線	慶應大斯道文庫(尹秉成 への内賜本)
一九〇二年	虞註杜律	僞(元)虞集註	光武壬寅 (一九〇三)黃泌 秀序	二卷二册	木板	・四週單邊・半郭二一・七 ・×一六・九cm・一二行二 三字・上黑魚尾	ソウル大奎章閣(目錄)
一九一三年	虞註杜律	同右	一九一三年 八月池松旭 序		活版		李丙疇氏舊藏・李丙疇 (一六三)